

令和 2 年 8 月 1 2 日

令和 2 年 第 3 回 和 束 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 2 年 第 3 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 2 年 8 月 1 2 日 （ 水 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 3 時 0 6 分

出 席 議 員 （ 9 名 ）

2 番 高 山 豊 彦 3 番 藤 井 清 隆

4 番 村 山 一 彦 5 番 吉 田 哲 也

6 番 井 上 武 津 男 7 番 岡 田 泰 正

8 番 岡 本 正 意 9 番 畑 武 志

1 0 番 小 西 啓

欠 席 議 員 （ 1 名 ）

1 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	藤原秀太
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	原田敏明
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
診療所事務長	和賀聡
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙議事日程のとおり

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員 4番 村山一彦

5番 吉田哲也

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第34号 令和2年度和東町一般会計補正予算（第3号）

議案第35号 令和2年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第1
1号）

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。ただいまから、令和 2 年和東町議会第 3 回臨時会を開会いたします。

今、臨時会より、新型コロナウイルス感染防止対策として、議席を 1 席ずつ間隔を空けて着席していただきます。行政の席についても同様です。マスクの着用については自由といたしますが、発言時はマスクの着用を願います。また、発言時には、マイクを調整して発言してください。また、議場扉 3 か所も開放いたします。よろしくお願いたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 2 年第 3 回和東町議会臨時会議をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中、また、暑い中ではございますが、ご出席をいただきましてありがとうございます。

今、世界はコロナとコロナ禍にあるわけなんです、新聞を見ても、多くの方が亡くなられておる。世界で 7 万 3, 0 0 0 人、日本でも 5 万人以上は感染され、そして 1, 0 0 0 人以上が亡くなっていると、こういう状況にあるわけです。和東町としましても、毎日を緊張感を持って、現在、まちづくりを進めているところであります、これからも住民の皆さん方とそうした中で進めてまいりたいと思いますので、皆さん方にもご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

そうした中、今回、国のほうから地方創生の臨時交付金ですね、こういった内示があったところであります。こういったことにつきまして、今回、臨時議会をお願いして、和東町の事業等についてお諮りし、ご承認をいただきたいと、こういうことで招集させていただきました。どうか慎重なご審議をいただきまして、いずれもご承認い

ただきますことをお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は本当にどうもご苦労さまでございます。ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から欠席の届けが出ています

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、村山一彦議員、5番吉田哲也議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和2年第2回、第3回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります

日程第4、議案第34号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第3号）、議案第35号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第34号及び議案第35号の提案理由を申し上げます。

議案第34号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、第1号及び第2号補正に引き続き、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策・感染拡大防止対策として、非課税世帯・大学生までの子育て世帯を対象とした子育て世帯等生活支援給付金事業、GIGAスクール構想を初めとした相楽東部広域連合負担金、指定管理者経営支援事業補助金、空調整備などの避難所環境整備事業等において、

議案第35号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、水道料金の基本料金に係る軽減、落雷により故障した機器の修繕事業において、

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案をさせていただいた次第でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第34号

令和2年度和束町一般会計補正予算（第3号）

令和2年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,500万円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,060万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月12日 提出

和束町長 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に報告申し上げます。

15 款国庫支出金、6億6,961万2,000円、1億3,771万1,000円、8億732万3,000円。

16 款府支出金、1億5,516万円、1,117万5,000円、1億6,633万5,000円。

19 款繰入金、2億7,939万9,000円、△2,476万6,000円、2億5,463万3,000円。

20 款繰越金、1,972万1,000円、88万円、2,060万1,000円。

歳入合計、38億1,560万円、1億2,500万、39億4,060万円でございます。

続いて、歳出でございます。こちらについても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2 款総務費、11億4,588万5,000円、1,605万6,000円、11億6,194万1,000円。

3 款民生費、7億393万3,000円、5,681万1,000円、7億6,074万4,000円。

4 款衛生費、5億4,578万3,000円、1,200万2,000円、5億5,778万5,000円。

6 款商工費、1 億 6 0 2 万 5, 0 0 0 円、5 0 万円、1 億 6 5 2 万 5, 0 0 0 円。

8 款消防費、2 億 3, 1 5 2 万 7, 0 0 0 円、2 0 7 万 9, 0 0 0 円、2 億 3, 3 6 0 万 6, 0 0 0 円。

9 款教育費、2 億 1, 8 0 7 万 8, 0 0 0 円、3, 7 5 5 万 2, 0 0 0 円、2 億 5, 5 6 3 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続いて、予算に関する説明書 No. 3 4、令和 2 年度和束町一般会計補正予算（第 3 号）に基づき説明を申し上げます。

1 ページから 4 ページまでにつきましては、総括ということで重複しますので省略させていただきます。5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

主なものの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額 1, 5 9 6 万 7, 0 0 0 円でございます。

これにつきましては、1 節総務費管理費補助金ということで、新型コロナ対応地方創生臨時交付金でございます。

同款、同項、2 目民生費国庫補助金、補正額 4, 6 6 3 万 6, 0 0 0 円。

主なものといたしまして、1 節社会福祉費補助金で 4, 3 7 8 万 2, 0 0 0 円。これにつきましても、新型コロナ対応地方創生臨時交付金でございます。

同款、同項、衛生費国庫補助金、補正額 1, 1 8 4 万円。

これは 1 節保健衛生費補助金ということで、こちらにつきましても、新型コロナ対応地方創生臨時交付金でございます。

同款、同項、5 目教育費国庫補助金、3, 6 9 2 万 3, 0 0 0 円。

3 節教育総務費補助金として、これにつきましても、新型コロナ対応地方創生臨時交付金でございます。

同款、同項、6目消防費国庫補助金、補正額107万9,000円でございます。

1節消防費国庫補助金で、新型コロナ対応地方創生臨時交付金でございます。

同款、同項、8目商工費国庫補助金、補正額2,526万6,000円。

1節商工費補助金ということで、新型コロナ対応地方創生臨時交付金でございます。

16款府支出金、2項府補助金、2目民生費府補助金、補正額1,017万5,000円。

1節社会福祉費補助金で、地域密着型サービス等整備助成事業補助金ということでございます。

同款、同項、8目消防費府補助金、補正額100万円。

1節消防費補助金ということで、京都府の避難所等確保緊急促進事業費補助金ということで100万円を計上させていただいております。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額につきましては△2,476万6,000円。

1節財政調整基金繰入金ということで減額をさせていただいております。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。こちらにつきましても、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で補正額105万6,000円でございます。

主なものにつきましては、14節工事請負費ということで、B&海洋センターの空調設備工事に係る部分でございます。

また、同款、同項、4目活性化対策費で補正額1,500万円でございます。

18節負担金補助及び交付金ということで1,500万円、和束荘に係ります指定管理者経営支援事業補助金を計上させていただいております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額が4,362万2,000

0円でございます。

主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで4,270万円。これにつきましては、子育て世帯等生活支援給付金ということで計上させていただいております。

同款、同項、3目老人福祉費で補正額1,017万5,000円でございます。

これにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、特別養護老人ホームわらくに係ります簡易陰圧装置経費支援補助金ということで計上をさせていただいております。

続いて、11ページ、12ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、4目いきいき子ども館費で補正額264万9,000円でございます。

14節工事請負費ということで、いきいき子ども館の各教室に係ります空調設備工事の予算を計上させていただいております。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費で補正額1,180万円でございます。

これにつきましては27節繰出金ということで、簡易水道事業特別会計繰出金ということで、水道料金の軽減に係る部分を予算計上させていただいております。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、補正額207万9,000円でございます。

17節備品購入費ということで、各避難所の間仕切りテント費用を予算計上させていただいているところでございます。

13ページ、14ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額3,755万2,000円でございます。

これにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連

合負担金ということで計上をさせていただいているところでございます。

15ページ以降につきましては給与費明細を載せておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしく願いいたします。

なお、特別会計簡易水道につきましては担当課長のほうから説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第35号についてご説明させていただきます。

議案書をおめくりください。

議案第35号

令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,300万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月12日 提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

これも一般会計同様、款、補正前の額、補正額、計の順で説明させていただきます。

1 款使用料及び手数料、7,806万6,000円、△1,100万円、6,706万6,000円。

6 款繰入金、5,381万4,000円、1,180万円、6,561万4,000円。

8 款諸収入、200万7,000円、550万円、750万7,000円。

歳入合計、1億5,670万円、630万円、1億6,300万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

同じく、款、補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

1 款総務費、6,149万2,000円、630万円、6,779万2,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

それでは、資料No.35、予算に関する説明書。

総括は省略させていただきます、5ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、補正前の額7,801万円、補正額△1,100万円、現年度分の収入の減額1,100万円でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、5,381万4,000円、補正額1,180万円、一般会計から水道料金軽減分の1,180万円を繰入れさせていただきます。

8 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入でございます。200万5,000円、550万円、これにつきましては、水道施設損害保険金として550万円の収入を見込んでおります。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、6,149万2,000円、630万円、中央浄水場に7月29日に落雷がございまして、メインコンピュータと各施設の連携システムに障害が発生しました。その関係で修繕費の需用費で550万円、システム関係の整備費で80万円、計630万円を計上させていただきます。

慎重審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

では、何点かご質問させていただきたいと思います。

まず、総務費、総務管理費の4目活性化対策費についてでございます。これについては今の説明の中では、和東荘の経営支援補助ということになっております。これは1,500万円ということで非常に大きな金額になっているんですが、この額になった理由といたしますか、それを説明いただけますか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

現在、コロナの関係でかなりお客様のほうも減ってきております。この補正予算を立てる前でございますけども、2019年、昨年につきましては2,307万円の収益がございましたが、今回、今までの部分とそれから今後予約が入っている分を足し込んで、一応、予想ですけども、625万5,196円ということで、73%の減でございます。

今まで町からは和東荘の運営につきましては一切支援してなかったというか、運転資金につきましては補助金を出しておりませんでした。今回、雇用の関係もございまして、アルバイトさんも15人ほど使っております。そういった部分もございまして、これに補填させていただきたいということでございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○ 2 番（高山豊彦君）

和東町の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例がありますね。この中で、第 7 条の（5）第 2 項の中に、町が支払うべき管理費用に関する事項ということで指定管理者と協定を結ばれているというように思うんですが、この内容について教えていただけますか。

○ 議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○ 農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

この指定管理の関係につきましては、私が担当する以前の前年の 3 月でしたか、議決いただきまして、一般財団法人和東町活性化センターのほうに指定管理ということをお願いするというので、この場で議決いただいたかと私も立ち合わせていただいております。

その中で和東荘の運営につきましては自力でやっていただくというようなことでたしか答弁されていたということで、それを受けて、和東荘の運営につきましては、町のほうから一切お金は出していないということでございますので、協定はございません。

○ 議長（小西 啓君）

高山議員。

○ 2 番（高山豊彦君）

今、答弁ありましたように、自費でしていただくということなんですね。本来この指定管理者というのは、行政のコストダウンなり効率化を図るためのものだと思うんですね。観光者が減少して収入が落ちているというのは和東荘だけじゃないんですね。住民の方の中にもいろんな事業をされている中で収入が落ちてるわけですよ。この中で和東荘には公の施設ということで 1,500 万円の補助が出る。民間の方について

は自力でやっておられるわけですよ。

これまで今のこの条例の第8条に、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期にまたは必要に応じて臨時に報告を求め実施に調査し、または必要な指示を行うことができるとなっているんですね。これは先月、今月に始まったものじゃないんですよ。コロナ禍、3月からどんどんどんどん減少していったわけですよ。観光事業関連事業というのは減収になっているというのは5月の臨時議会でも出てますし、6月の定例会でも出ている話なんですね。この間について行政として和東荘に対してどのような指示をされてきたのか、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

和東荘の運営につきまして指示といいますか、私も事務局で扱っておりますけども、現場のほうの運営として、和東荘から外しますと体験学習とか修学旅行ですね、そういったものもご遠慮いただくということで、コロナの関係、4月まではなかったんですけども、それ以降につきましては予約のほうも下がってきたということで、どんどん収入がなくなってくるというような状況でございます。

和東荘に関しましては、持続化給付金の申請でありましたり、まだ申請で入金もございました。また、雇用調整助成金ということで、職員の分は申請中で300万円ほどなんですけども、現在申請中でございます。それと、雇用調整助成金2回目というものもございますが、若干そこら辺の数字は収まっていないんですが、これも調整する予定であると。あと、京のお宿で魅力発見キャンペーンということで、京都府の単費事業がございました。これも対象にということで申請いたしまして、21組のお泊まりがあったということで、これも13万ほどなんですけども、京都府のほうに申請させていただいているということで自助努力はさせていただいておるんですけども、やはり

なかなか厳しいと。

また、従業員の中にはアルバイトを15人ほど使っておりますけど、その中につきましては、住民の方のアルバイトとかございます。結局、収入がないと人を減らすというようなこともありますけども、そういったこともしたくはございませんので、雇用も確保しながらということで、今回の助成ということになりましたので、よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

住民の方の従業員の方もいらっしゃるということで、公の施設ですから維持していかないといけないというのは分かりますけど、今、申しましたように、条例の中でそういう項目がある中で何ら指摘もされてない。また、チェックもされてない。指示をされていない。協定すらないというね、どうなのかというように思います。ですから、そこは住民の方をこれを聞かれて理解されるかどうかということだと思っておりますよ。

観光関連の事業者、特に飲食店、また、これまで本町では今年度末までに25万人の来訪者というか、関係人口を増やしていこうという取組で観光に力を入れてきたわけですよ。そのことで住民の方の中にも自宅をリフォームされて民宿として受け入れて、町の事業に支援をしていただいていた方もいらっしゃるわけですよ。その方たちも、当然、観光に来られるお客様が切れてるわけですよ。収入がなくなっているわけです。和東荘には1,500万円の補助は出すけども、民宿とか、また観光関連で観光者の方がよく訪れられていた飲食店、当然ここも持続化給付金の申請をされていると思いますけど、個人ですから、国から給付金は100万円です。このことについて町としてどのように考えていかれるのかということにも関わってくると思うんです。ですから、そういったことも含めてきっちりと取り組んでいかないと、住民の方の理解というのは得られないというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

後段の部分につきましては行政施策の部分でございますので、和東荘の関係につきましてはお答えできますけど、前段につきましては、また理事者のほうにお願いしたいんですけども、報告の部分につきましては、現在、団体の分については協定を結んで、協定内容でしっかりと和東荘を使っていたかどうかということで民間募集をかけた場合は、そういった形で協定を結びながら、きちっと維持管理しながら、突発的にも検査するという話なんですけども、一般財団法人和東町活性化センターにつきましては、6月に平成2年度の事業計画とそれから平成元年度、昭和31年度だったと思いますけども、一般財団法人の決算ということで、この場で報告書という形で公の場には提示させていただいておりますので、全く暗闇の中でやっているのではなくて、議会のほうにも報告事項として提出させていただいておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

あとにつきましては、すみません。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

最初に、高山議員のご質問にありましたように、指定管理者というところの話をさせていただきます。

本来なら高山議員はご存じであったかどうかは分かりませんが、この和東山の家の運営は、施設は京都府のものであります。ところが、運営については市町村がやらなきゃならんということで、和東町の予算でもって運営しておりました。そのときの会

計は山の家特別会計を設けて、青少年山の家運営に関する特別会計ですね、それを設けてここでもご審議いただいていたんです。それで、仕入れについては弾力条項を設けて専決議案を認めさせてもらったものですから、行政と直接というのは非常になじみにくい。そのときに活性化センターというのは別にまたいろいろと設立の目的があってやっておりました。

それと関連さすほうがいいということで、今お話しのように、指定管理者制度というのを受けて、町がやらなきゃならない仕事を活性化センターにこの業務をしてやっている。そのときには協議を設けて、そこの理由は何とかいうたら、そっちのほうが効率が上がります。あとはいろいろとあります。その中で上がった中でやってくださいねと、こういう話をしてきたというのが背景にあります。

何が言いたいかといいますと、山の家そのものは町が責任を持って運営していかなくちゃならんというのが前提としてあるということを申し上げておるわけです。

それと、その上にあって、その後、こういう観点から、高山議員がご質問ありましたように、和東町全般では、観光問題と農家民泊、いろんなことをご協力いただいております。この辺についての民間という中の事業というのは、ご案内いたしませんけど、国のほうの制度とか、持続化給付金の対象だとか、また補助金だとか、まだ細々したものがたくさんあります。私がここで答弁できないほどたくさんあります。これは独自でやらなくちゃならん問題であります。

それと併せて、しなくちゃならんのは、山の家については町が直営でやったら責任を追わなくちゃならんですね。いわゆるたこういうコロナというような緊急的なこういうことは協定の中には想定できてなかったんですね。だから想定外については、その都度、受ける側と町長と話し合いしていかなくちゃならんだろう。だから、この辺については責任を持ってやっていた運営については、やっぱり責任を持って運営しなくちゃならない。コロナ対策についても、住民に対しては要請でお願いをしてきた面があるわけですね。しかし、直営に関してはお願いよりも指示になってくる場合が強いというよ

うにご理解いただきたいと思います。指示に関しての責任は負っていきなきゃならん。これは当然であります。

しかし、山の家については、活性化センターというのは副町長が理事長をやっているだけでおるんですが、そこは当然、活性化センターのよさを発揮してもらおうという面がありますので、その面については十分お願いをしていきなきゃならない。

活性化センター側で言ったら、厳しいものであったら今までは山の家を運営をしていこうと思ったら、登録をして働いておられる方がたくさんおります。活性化センター側でいえば、今回は休んでくださいね。そうしていくほうがいいだろうと、こういう判断になりますが、しかし、町営の施設を維持していこうというのは、短絡的な問題ではない。

そこで、活性化センターの理事長と町長と十分協議しながら、守ることは守っていきなきゃならん。責任を負うところは責任を負わなきゃならんだろう。そういう責任を負うという重さを示しながら、その責任に対して町はどうとるべきか、このところを考えてきました。

今、何で考えたかといいますと、この交付金、私、ご挨拶でもさせていただきましたように、地方創生の臨時交付金の中に、そして町が直営でやって、そういう責任を負うものについての支援も対象に入れましょうという対象であるんだったら、この対象を受けてきちっとしておくほうがいいのじゃないか。だから、この予算を示されるまでは努力していこうと。何か年か継続してやっていこうという思いの強さでやってきましたが、臨時交付金の対象になるというふうになってくると積極的に受けて、の難局を乗り越えると、こういう意味で今日お諮りをさせていただいたと、こういうことであります。

そういう背景を説明させてもらわないと、今、言われたように、ここ頑張っておられるのにという、ここなんだという細部のところがなかなか難しいというように思いますので、長い答弁になって恐縮ですけども、高山議員のご質問に対しての答弁とさ

せていただきます。

ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

「町長、「山の家」、「山の家」と言っておりますが、あれは京都府から払下げを受けたんじゃないですか」。

○町長（堀 忠雄君）

申し訳ありません。青少年山の家というのは京都府のときであります。それは京都府の施設だったんですね。そして、運営は市町村に任せておったんですが、京都府と和東町との話合いで、青少年の京都府の施設を和東町のほうへ移管を受けました。施設そのものも和東町になっております。そして、和東町になってから装い新たに青少年というところから範囲を超えて、そして今までは青少年の育成協議会という研修所と一緒にやっておったんですが、今度は青少年の分は研修所にそのまま残して、そして和東荘ということで一般的な観光客の受入れということで幅広くし、単価もアップされています。そういう意味では、今、申し上げたのは、和東町の施設で和東荘というふうに、今、「山の家」「山の家」と前のまま言っていますけど、和東荘としてご理解いただくほうがいいんじゃないかということをつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

先ほども申しましたように、公の施設ですから、今、答弁にもありましたように、行政として守っていかないといけないことは理解はしているんです。ただ、やはり額的に大きいなというのは、住民の皆さんから見られたときにそういうふう感じられるんじゃないかというふうに思います。

前回の臨時議会の中でも、生活応援商品券を住民全員に交付していただきました。

これにつきましては、使用できるのが商工会の加盟店が対象ということになりますから、特に住民の方が行かれるのは日用品、生活必需品、食料品というのを購入しに行かれるわけですね。多分そういったところでこの商品券についても消費をされているんじゃないかなというように思うんです。そういった店舗というのは、コロナの影響がどれだけ出ているのかなというように思うわけですね。

この使用できる一覧の中に入っておられない飲食店もございます。そういったところというのは観光客を主として営業されている店舗だったりするんですね。こういったところに支援は届いていないことになると思うんです。ですから、商品券、確かにいい取組だと思いますけれども、この恩恵を受けたところには偏りが出ているんじゃないかなというふうに思うんです。そういう部分での住民の方の不満というのものもあるかと思えますし、今、言いましたように、和東荘の部分、観光に関連する部分につきましては、持続化給付金という国の給付金は申請されていると思えますけれども、まだまだ足りないという声をよく聞きます。ですから、これとは別に持続化給付金を俯瞰するような町行政としての支援というのにも検討すべきではないかなというふうに思うんです。

ですから、そういう意味で、国・府、また町のほうからこれまでいろんな支援はしていただいていますけれども、ただ、届いてないところもあるんです。そういったところをしっかりと支えていくというのも行政の役割ではないかいなというふうに思いますので、これについては、この後も国のほうはいろいろ持続化給付金の関係で今も検討されているような報道もありますから、これについてはまた今後の課題になるのかなと思えますけれども、しっかりここはそういう形で行政として取り組んでいただけたらなというふうに思っています。これについては何か答弁がございましたら、町長。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまの高山議員からご質問にお答えさせていただきたいと思います。

ご質問の趣旨は、目配りをして、非常に和東町の隅々まで公平に行き渡るようにと、当然であるわけであります。その努力はしていかなきゃならないと思います。

私が今回つくづく感じたんですが、一つの特別の制度でもってこの議会をお願いして全部が公平にいくかというのは、なかなか難しいことだと。言葉では説明できない。当初スタートして臨時議会は3回目ですが、1回、2回、3回とつなげていく。これで終わるかというのと、もう少しやっていかなきゃならんだろうと。だから、その中で一つ一つ積み重ねみたいながあります。

今、臨時交付金でいただけ頑張っておられるところについては行き届いてないというご質問がありました。和東町でやろうとするところは国の制度もあったり京都府の制度もあります。例えば、民宿のように、一服してくださいねとか、事業をやっておられる方が休んでくださいねというようなことでお願いしたときがあります。お願いとしては、府のほうからも独自制度で出されました。その独自制度によって和東町としても上乘せしてスタートしてきました。それでは足りないだろうと。さっき言われましたように、商品券だけで足りるかというような問題ではいけませんので、商品券のところも商売屋さんというところに和東はしていかなきゃいかん。和東の商売さんは現金でもって弱い層にもう少し補完しなきゃならんというのが今回のこの制度の中の予算にもなっております。これを併せて、今、高山議員に全部答えられましたというようなことはなかなか言えません。まだまだやらなきゃならんのかという努力はしていかなきゃならない。これから国の制度ももっとやっていくべきだと。終わりじゃないですよと、こういうことを申し上げておるんですが、それを強く申し上げながら、そして今後においても気配り、目配りができるような施策に続けていくと。その努力はしていかなきゃならんと思っています。

さっきできているのかと、この時点では不十分なところがありますが、努力させて

いただきたいと、こういうことをご理解いただきたいなど。今後そういった点についてもご指導いただければありがたいなというように思っております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員、まだ何ほもあると思いますが、一回だけ休憩していただけますか。ほかの方もまだあると思いますので、後、何ほでもまた質問していただきますので。

ほかの方、ありますか。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

すみません、今の件で確認だけしておきたいんですけども、今回、1,500万円というようになっておりますけども、話を聞くところによりますと、これは150万円掛ける10か月分というふうに聞いておりますけども、この1か月150万円という根拠は何ですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど減収部分が73%というお話をさせていただきました。前年でしたら2,600万円、今回が600万円しかないということでございまして、1,500万円相当のお金が今年度の決算の部分で欠損されるということで入らないということでございますので、当面、1,500万円を補填するというような形でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

ということは、いわゆる去年の収益というか、そういったものの丸々の補填ということになると思うんですけどね、例えば、先ほど国の持続化給付金であるとか、それから従業員の方の休業関係とか雇用調整関係ですね、そういったものを申請されると。活性化センター自身は事業体ですので、持続化給付金でいうと200万円が入るといふふうになると思うんですけども、そういったことも含めてされた上で、それでも毎月150万円が不足するだろうという計算ですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

8月からは計算式に入れているんですけども、8月でしたら昨年でしたら524万円が入っておるんですけども、今年予定している分は100万円ぐらいです。9月につきましては、昨年は260万円上がっておるんですけど、今年の予約の状況からは77万円。10月につきますと昨年は315万円あったんですけど、今年96万8,000円ということで、11月につきましては昨年319万円入っていましたが、今年50万9,000円。だんだん向こうへ行くほど予約が減ってきていますんで当然下がってくるんですけど、12月になりますと宴会等がございましたんで360万円の売上げですけど、今の段階では10万8,000円ということで、かなりの額の差がございます。ですから、おっしゃるように、150万円が適正なのか、1,500万円が適正なのかどうかでございまして、今、12月までしか言いませんでしたが、その分を合わせてでもかなりの減収ということでございますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

岡本議員の質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、今回1,500万円の補正ということで、その根拠的なものを聞かれています。

今回、活性化センターに支援という形で考えていただきたいと思いますけれども、一応、固定経費を支援させていただくという考えを持っております。まず、主に人件費になるわけですが、現在、料理人が2人おられます。そして、マネジャー、仕切っている方が1人と、あと、アルバイトの方が10名、今、3シフトで組んでおります。そういったことで、まず1人当たりの人件費なんですけれども、法定福利とか含めまして1人当たり33万9,837円要ります。そういったことで、3名合わせまして月当たり101万9,511円ということになっております。

そこへアルバイトが10名、大体5時間ぐらいの勤務で、泊まりも今、入っておりますし、そういったことで3シフト敷きますので、10名ぐらいに毎月回ってもらっているんですけれども、それが大体54万円かかっております。これを合計しましたら大体155万9,511円ということで、人件費だけでも150万円超えてくるという形になっております。

非常事態宣言の関係もございまして、4月、5月は和東荘は休んでいたわけですが、それでもそのときに光熱水費、これはキュービクルが動力が大きいのをに入れておりますので、動かさなくても基本料金だけでも9万円かかってまいります。そして、リース代、冷蔵庫とか10人乗りのワゴン車もリースをかけておりますので、それが10万円、あと、通信経費として楽天トラベルというネットの宿泊の申込みとか、いろんなところにそういう契約をかけておりますので、その通信運搬費で3万円、あと、管理委託料ということで、風呂の管理とか、いろいろな機械を毎月点検させておりますので、そこら辺が7万円かかっております。それだけで29万円ということで、先ほどの人件費を含めると184万9,511円、固定経費として絶対かかってまいります。

ただ、今回150万円という金額を見させていただいたのは、今も動かしておりますので、一定売上げもあります。ただ、これも8月以降につきましては、先ほど課長が説明したみたいに完全な予約をとっていますので、12月までに全て合計しても600万円ほどしか上がってこないと。これはコロナがこういった状態ですので、まだまだキャンセルが出てくる場合もございます。そういったことで最低限の固定経費をお願いしたいということで今回提案させていただいております。

先ほど町長のほうからありましたように、和東荘につきましては、住民の皆さんの憩いの場所、青少年の団体の利用、そして観光地としての和東町の唯一の宿泊施設、それと町外の方と交流の場ということで、昨日もその前も町内の方で法事とかいろいろされまして、山の家を使っていただいております。近くで送迎もあるということで、大変、町民の方も喜んでいただいております。そこに今年は夏休みが大変短くなったんですけれども、青少年の宿泊施設ということで、合宿も今、組まれております。そういったことで今回のコロナということで大変厳しいんですけれども、私も代表理事をやっていますので、山の家、京都和東荘に言って檄を飛ばしております。できるだけ継続させて、こういった目的を達成さすと。

特に来年、ワールドマスターズが控えております。そういったことで、活性化センターも委員会に入っているわけなんですけれども、特にスタッフ関係の宿泊場所が近くにございませぬ。そういったことで、山の家とかああいうところをスタッフの関係が多分使われるんじゃないかなと、こう想定しておりますので、できるだけ継続させていきたいと。そういったことで、公的な事業がたくさん絡んでおりますので、今はインバウンドもかなり止まっておりますけれども、今後もそういったことが懸念されますので、こういったことで提案させていただきましたので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

会議の途中でありますが、ただいまから10時40分まで休憩いたします。

議運の委員長と常任委員長、議長室へ行ってください。

休憩（午前10時24分～午前10時40分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き質疑を続けます。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

先ほど副町長のほうから答弁いただいて、いわゆる150万円の根拠ということで出していただいたんですけども、先ほどの課長の答弁と町長の答弁でいえば大分違うと思うんですよね。要は、課長の答弁だけ聞いていると、こっだけ穴が開くから、その分、全部補填だみたいなことしか聞こえてこなかったし、それは一体どうなんだろうかというふうにも思いますけども、やはり先ほどの答弁でいえば、どういう経費がかかっていて、実際に何もしなくてもという大変ですけど、かかってくるお金はどれだけあって、そのうちこれだけは今回は予算化するという意味では、説明としてはそれだけの説明が大事だと思うんです。

私は先ほどからの議論で、いわゆる公の和東荘の部分として維持している以上は、雇用にしても、また宿泊施設として維持していくという意味で、こういった形で支援するということはあると思います。ただ、これまでのコロナの関係でいえば、今、医療の問題がいろいろなってますけども、結局、公としてちゃんと責任を持っていかなくちゃいけなかったことをこれまでどんどん民間のほうに流していく中で、いざこういふことになるとう崩壊するとかいう問題だというふうには今は思うんですよね。そういう意味で、やはりちゃんと公の部分で責任を負うということが今、大変大事になってきているという意味では、こういった支援をして雇用も守り、やはり一定経営もしっかり守る中で次に備えるということはあることだと思います。

ただ、これだけのことをする以上はこういった説明をちゃんとできなあかんと思う

んです。今、本当にコロナの関係でいうと、全ての方が影響を受けています。そういう中で、どうしてもピンポイントでいろんな対策をすると不公平感というかね、そういったものも生まれてきますし、行き届かないようなところも出てきます。それだけにこういったことをするのであれば、ちゃんとした説明ができないとどんどん不信感ばかりが広がっていくというように思うんで、こういった場で答弁されるのであればもっと丁寧な答弁をしていただきたいと思いますと思うんです。

先ほど課長が高山議員の初めの質問のときに、山の家のことはいいますけど、政策のことはこっちでという話をされましたでしょう。もちろんそうですけど、でもやっぱり課長としてそういう商工の関係とかに責任を負っている課長としては、ああいう無責任な答弁をしてほしくないんですよ。やっぱり責任を負ってこういう方向を考えているということは言えると思うんで、そういう意味ではもう少し丁寧に誠実な答弁をしていただきたいと思いますというように思うんです。

これは町長にお聞きしておきたいんですけど、先ほど高山議員も言われましたけども、他の民間の関係でいえば、どんだけ損失が出ても、固定費であっても、なかなかそれが払い切れないというので、人を切ったりとか、また、いろんなことでコストを削減したりとか、休んだりとかいうのをしながらしのごうとされていると。そういうことに対し、一方でこういうことを公の責任を果たすという意味で、これまで観光だったら観光等で地域の経済を支えていただいた民のそういった取組に対してもそれに準じた取組を一方でやっていかないと、全体として生き残っていけないと思うんですね。

そういう意味で、例えば、今回若干出てますけども、休業要請等にかからなかった、要は、休んでくださいというようなことの業種に入らなかったような、そういうような業者さんも含めてなかなか支援が届かなかったところも残されていると思うんです。そういうところへの一定継続的な支援というのもやっていかないといけない状況だと思えるんですけども、今回なかなかそういうような部分というのは反映されてないと思

うんですけど、その辺は今後も含めてどう考えておられるのかお聞きしたいと思えます。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

確かに、今、言われますように、こういうコロナの時期にコロナによって倒れてしまふとか、それに問題が発生するとか、これを何とか防いでいかなきゃならん。これは官も民も関係なしに防いでいかなきゃならんというのは考えてあります。

ところが、制度上、官の場合には、岡本議員も言われたように、雇用は守るように努力してくださいと。先ほどの高山議員のときに話が出ていますが、民間のほうには何とかお願いいたしますと、こんなことはちょっと和らぐ面が制度上ではあります。

制度上ある中で今までやってきたのが、和東町では事業というのは、今までに商工会に入っておられるとことか、入ってないところで事業とか、そういう分け方というのは把握はなかなかし切れてない面があったわけなんですけど、そういう意味では、当初、岡本議員が、府の制度が生まれたときに、統計上、関係なしに、担当課長が足であるいて、やっておられるかやっておられないか把握した上で和東の場合はやっていただいたところについては京都府の制度がのり、そして、その制度がのったところにプラスアルファ和東町でやらせていただいたという経緯があります。

そういう意味で、これが十分が不十分かと言われたら、私どもはこういう対応というのは今までなかなかできてなかったものですから、気持ち的には、今、言われたように、なるべく頑張っておられる方については。国・府の制度もあります。町のほうで考えられる臨時交付金のほうも、これで終わりなのか、まだあるのか、この辺のところもありますけども、これを見ながら、これで終わりじゃなしに、高山議員からあったように、凸凹あった所をよく見た上でやっていかなきゃならない。なかなか難し

いところではありますが、そういう努力はしていかなきゃならんというように思っております。

そういう意味で、今、岡本議員が言われた内容はそのまま重く受け止めているところですので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

例えば、宇治市等では、この間、売上げの減収、いわゆる持続化給付金の50%にかかわらず3割とか2割とか、一定そういったところで余り対象を絞らずに業者さんに対して支援金を独自に出すといったこともこの間、取り組まれておりますし、やはり一回こっきりとかじゃなくて、持続的にどう支えていくかというのは、特にこの1年ぐらいは大事になってくると思いますので、ある意味、今度は活性化センターに対する今回の支援というのは、形としては、固定費の多くを今年度いっぱい全て一定補填するということだと思うんですよ。これが例えば民間の部分とかでされたら大変喜ばれると思うんですよね。だけど、なかなかそういうことができてないというのもあるし、それがふさわしいかどうかということもありますけども、ただ、やはりかなり思い切った支援をしていかないと、もともとそんなに多くなかった町内のそういった業者さん自身が力をなくしていってしまうということになりますので、先ほどの議論からの続きの中で、そこにしっかりと目配りしていくということが一方で大事になっていますので、それと、これについては本当にちゃんと説明できるように、単なる補填ではないということを具体的に説明できるようにしていただかないと不信感を生んでいくと思いますので、ぜひ、そこはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、次にですね、今回、コロナ関係でいいますと、5月の臨時会、6月の定例会、今回の8月の臨時会ということで3回目の対策ということになります。この中で、これまでの取組自身が行くべきところにちゃんと行き渡っているのか。漏れなくいけ

ているのかということが一方で大事だというふうに思うんですね。そこで確認だけしておきたいんですけども、まず、1人10万円の定額給付金というものが8月のそろそろ期限というふうに言われていますけども、実際のその辺の今の到達というか、どこまで行っているのかということを知りたいのと、それから、この間、配布いただいております商品券の配布状況というのがどこまで来ているのか、それと、前回の6月定例会で提案された農家の支援金というのも今どういう状況にあるのか、その辺、報告をお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問、私のほうからは、特別定額給付金の関係でご説明を申し上げます。

4月27日現在の対象世帯数が1,704世帯、昨日現在の状況ですが、処理済み件数が1,690世帯となっております。なお、申請書を受け付けさせてもらったのがプラス3件で、合わせて1,693件でございます。残り11世帯となっている状況でございます。

総務課といたしましては、7月9日、約1か月前になりますが、申請書を再送付、期限内申請の周知をさせていただきました。実際11件のうち郵便物が届かないということで、郵便局から住所不明で返ってきたのが4件ございます。

また、申請辞退については1件、既に外国に出国されている方については2件、現在、連絡を取らせていただいて申請待ちの方が3件、連絡が取れてないのが2件ということでございますが、このお盆の期間、私、課長補佐等でその住所地を訪問させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、商品券の分でございます。7月1日の交付ということでさせていただきます、昨日ですね、8月11日現在でございます。申請交付済み世帯数が送付が1,701世帯に送らせていただきまして、1,573世帯が申請がございました。交付人口といたしましては、対象が3,813人に対しまして、3,629人分の商品券を交付させていただいているということで、子育て世帯に対しましては1万円ということでございますので、若干、数字のほうは変わってくると思います。

これにつきましては8月31日まで交付を続けるということで、8月1日の「れんけい」のほうにも再度締切りが8月31日ということで、早めにお受け取りくださいと通知も入れさせていただいております。また、ホームページのほうにも記載させていただいております、15日ぐらいから防災行政無線を使って啓発というんでしょうか、お知らせをさせていただきたいと思っております。

また、1日の回覧板につきましては、昨日、夜間7時まで窓口を開けまして受け付けをさせていただきまして、あと、8月24日火曜日、その日も7時まで窓口を開けさせていただいて交付させていただくというような予定とさせていただいております。

それと、もう1点、茶業経営支援給付金でございます。これにつきましては、昨日で186人の申請がございます。これにつきましては、7月1日から10月30日まで申請期間がございまして、こちらのほうでは300ということで数は見ていたんですが、現在のところ186。JAのほうから戸数はしっかり教えていただけないんですが、茶業農家が260件ほどある中で、茶農家を把握しておる中では186ということで、まだ70ほど来られてないという状況でございます。今、言いましたように、まだお茶が忙しいときもございます。10月の末までにはまた申請が増えてくるかと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、今、定額給付金のほうはかなり詰めていただいているというふうには思いますが、商品券についてもかなり行ってはいますけども、かなりまだ残されている部分がございます。それでやはり漏らさずに、どうしてもという方以外は、必ず届け切るという意味では、期限そのものをもう少し延長するというのを考えておられないかどうか。商品券にしても8月31日までということですけども、その辺をもう少し延ばしてちゃんと行き渡るようにすると考えておられるかどうかということですし、それと、私は商品券については、これは届かないと使えませんから、だから、ここまで絞られてきたということでは、まずは届かないと商品券で意味がないものですから、役場でとどめておいても余り意味のないものですので、最終的には、どこまで分かるわけですから、例えば郵送も含めて、訪問も含めて届け切るということが最終的には必要じゃないかと思っているんですけども、その辺も含めてどう対応されますか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

まず、私のほうから、定額給付金の関係でございます。

先ほど岡本議員のほうに説明させていただきましたように、実際、連絡済みで申請待ちの方が3件、郵便物は届いているけども連絡が取れないというのが2件ございます。この5件につきましては、先ほど言いましたように、明日からお盆の期間、実際これまでも訪問させてもらったんですが、やはり昼間はおられないところばかりなので、お盆の期間を利用して再度訪問をして、申請の勸奨をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、期限につきましては、国のほうから3か月間と決められております。和東町につきましては8月20日までとなっておりますので、このお盆の時期を利用させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

商品券につきましても8月31日ということで締切りを設定させていただいておりますけども、当初、予算ご審議いただいたときも、漏れ落ちないように交付させていただきたいというようなことをお答えさせていただいております。

現在128名、リストには全部名前が載っておりますので、連絡は可能でございます。十分に告知しながら、最終的に届かない方がないようにしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

とにかくこれは届かないと意味がないものですので、そこはどのような手段を持ってしてもやっていただきたいというふうに思いますし、商品券については使用期限が今年中ということで聞いておりますので、それではまだ期間もありますので、この商品券自身の期限は多分、町の取組ですから町が決めたことだと思いますので、だから、こちらは国の期限があるということですけども、ぜひ、そこは漏れ落ちのないように重々お願いしておきたいというふうに思います。

もう1点、税住民課長にお聞きしておきますけども、これは国の施策で、後期高齢もそうですけども、国民健康保険のいわゆる前年度3割減収というところで減免を行

うということで、一定、国が国費でそれを見ていくという制度のこの間されております。国保世帯が大変多い町でもありますので、そういった点で、適用できれば一定大きな減免になるというように思っておるんですけども、その辺の今現在の適用の状況はどうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

国保税のコロナウイルス関係の減免の申請でございますが、減免の決定をさせていただいたのは全部で11件、31年度分の9期、10期、それから2年度分の前期分でございます。

減免の額でございますが、31年度分につきましては、9期、10期の2期分ということで53万5,700円、2年度分につきましては前期分でございますが、25万9,800円、そういった状況でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

国保の世帯数の、また、今までのいろんな農家の減収であるとか、また、商工業者のいろんな減収であるとか考えても、申請数自身が大変少ないと思うんですね。ですので、周知のほうも、防災無線等も最近でいえば163号線の通行止めの話を毎日やっていたいていますけども、それぐらいの頻度でしつこいぐらいでもこういったことは周知もいただいて、再度、こういったことがありますからということも含めて通知を行うことも含めて、やはり私の知り合いの範疇でも、こういうのがあるけど知っていますかと言ったときに、全然知らんという話もまだまだ多く残されていますので、こういったことは受けられる方はちゃんと適用していくというのが行政の責任ですの

で、周知も含めてそこはちゃんと行き渡るように、申請が進むようにぜひしていただきたいというふうにこれは強く要望だけしておきたいというふうに思います。

次に、10ページですか、子育て世帯等の生活支援給付金として4,270万円を上げていただいておりますけども、これの対象ですね。一応、新聞報道では、いわゆる22歳までの子供を育てる世帯と非課税世帯というふうに聞いておりますけども、それぞれの対象はどの程度なのか、また今後、手続についてはどのように進められるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、一応、まず対象といたしましては、22歳までのお子さんで学生であるということで、高校生相当の今年度18歳になられる世帯につきましては、全世帯に給付させていただくと。

また、高校卒業後、今年22歳といいますのは、4年生の大学相当のところにつきましては、実際に在籍しているかどうか、学校教育法に基づく学校に在籍されているかどうかという証明をいただいた中で給付させていただくということで、これにつきましては大学ではなく学校教育法に基づく専門学校につきましても給付させていただくと。

非課税世帯につきましては、学生さんというところとはまた別で、世帯として非課税、また課税者に扶養されてないというところで給付のほうを考えさせていただいております。

一応、学生さんにつきましては、おおよそ200人余り、非課税世帯につきましては650人ぐらいの世帯に給付できるかというところで思っているところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員、一度休憩。

ほかの方、ありますか。

村山議員。

○4番（村山一彦君）

粗方、皆さん、質問していただきまして、数少ないんですけど、お聞きしたいと思っています。

指定管理者経営支援事業補助ということで、いろいろ質問をいただきました。そして、私もやはり和東町には食事をするところも宿泊施設もございませんので、和東荘はやはり必要だと思っております。だから、営業努力というものが絶対的に求められると思います。

それで、お聞きしたいんですが、今現在、政府のほうでG o T o T r a v e lキャンペーンをやっておられますが、その対象施設にはならないのでしょうか。答弁願います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、G o T o T r a v e l登録申請中ですので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、結果が出てくるのはいつ頃でしょうか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

事務局のほうからは聞いておりません。申請中ということで聞いておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それと、12ページですけども、休業要請対象事業者支援給付金として50万円が計上されておるんですが、緊急事態宣言発令のときには予算計上されておられたと思うんですが、これは現在も続いているんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

この件につきましては、既に申請は終了しております。本町の分につきましては、当初、法人が1、個人が10ということで11ということで数字を抑えておったんですが、実際に府のほうに申請が上がりましたのが15件で、法人が2件、それから個人が13件ということで、当初予算120万円を予定させてもらっていたんですが、実際に上がってきた申請のほうで予算に不足が生じたので、今回の補正ということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、最後にさせていただきます。

水道料金ですね、1,180万円として水道料金軽減ということで、今日の新聞を見ていましたら、八幡市もそういうような形を出しておられました。これは要するに、

顧客に対して基本料金を取らないという意味で取ってよろしいんですか、その辺のほうをお答え願いたいんです。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今回の予算書の説明書を確認してほしいんですけども、今回1,180万円を上げさせてもらいました。そのうちの減額として1,100万円を落としております。これにつきましては、基本料金の約1,650世帯の減額としての金額になっております。

なお、あと80万円につきましては、システムの改修ということで上げさせていただいています。これは検針員が持ち歩くシステムを改修かせていただきまして、その時点で基本料金を減額してしまうということになりますので、一応、現課としましては、9月の町からのお知らせのところに記載させてもらおうと思っておるんですけども、お知らせ表には超過料金だけの金額が出るような格好になりまして、基本料金を8月分、9月分、10月分、11月分、今回9月の検針と11月の検針分の2回について減額をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

先ほど途中だったんですが、先日、お茶農家さんのいろんな状況とか確認をさせていただきました。我が党の国会議員、参議院議員と一緒に聞かせていただいたんですが、本当に大変な状況を生の声で聞かせていただいて、やはり持続化給付金とか、今度の高収益作物の次期作支援金であるとか、そういったものを申請は予定しているけども、なかなか厳しいというような声でございましたので、先ほど申しましたように、

これにつきましても減収の要因としては、観光客を中心とする需要の減が要因ではないかなというように思いますんで、そういう意味でも、今後いろいろと目配りをしていただいて検討をいただけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次に、9ページの民生費の社会福祉費の先ほどご質問がありましたけど、子育て世帯等の生活支援給付金の関係でございますが、これについて内容をお聞きしたかったなど、今お聞きしたんですけども、定額給付金のことをお聞きしたいんですが、4月27日に本町に住所がある方が対象ということで定額給付金ということで給付がございました。それ以降、全国的にいろいろと4月28日に生まれた子供をどうするんかというような話もいろいろ出てまいりまして、木津川市のほうでは、今年度末までに出生された方は対象とされています。また、宇治田原町のほうもたしか今年末までだったかなというふうに思うんですが、全国的にやはりそういった形で今回のコロナ禍がずっと続いている中で、それぞれの行政の中で独自で定額給付金として新たにお生まれになった子供さんに対して支給をされているということがあるんですけども、本町について今後そういった考えがあるのかどうかお聞きしたいんですが。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

和束町では、確かに4月27日より後に生まれた子供さんについては、今のところ何の制度もございませんが、現在、福祉課長のほうと、和束町で何かできないかということで協議を進めているところでございます。

案といたしましては、一定の日を決めさせていただいて、母子手帳を既に交付している方に対して何らかの支援が必要じゃないかという話をさせていただいていまして、ただ、金額につきましては、やはりそれぞれの市町村の状況にもよりますので、今後協議をしながら、できるだけ早い段階で予算計上をお願いしたいというふうに考えて

おりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きますとは、12ページのほうなんです、消防費の関係。これは確認なんです、避難所間仕切りテントということで、今回、予算を上げていただいているんですが、この内容についてお聞きをいただけますか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

今回の補正予算で上げさせていただいております避難所の間仕切りテントでございますが、これにつきましては、180×180ぐらいのドーム型のテントを考えております。これについては、避難所の中でも使える、また屋外でも使える、両方使えるようなテントを60セット配置をしたいというふうに考えております。

場所につきましては、B&G海洋センター、和東小学校、和東中学校にそれぞれ20ずつ配備をしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今回、感染症対策ということで、いろんな形で各自治体のほうで取組をされておられます。前回の定例会がありました、段ボールでの間仕切りとか、そういったことも取り組まれておるわけですが、こういったところ、避難所開設の訓練というのも必

要かなというふうに思うんです。やはりそういった避難が必要になるときというのは、災害時というのは急な話ですから、各職員さん、また地元の住民さんも含めて、慣れた形でやっていただかないとスムーズにいかないというふうに思いますから、やはり避難所開設の訓練というのも今後検討されてはどうかというふうに思いますが、そのあたりはいかがですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、これまでも警報等が出ましたら、一定、管理職については、高山議員がおっしゃるように、すぐに避難所を開設して対応するという形での実践をさせていただきました。しかしながら、一般の職員につきましてはなかなかその部分までできてないところが現状です。住民の皆様の協力をいただいて、一度、和東小学校のほうで避難訓練というのをさせていただきました。区長さんとも調整しながら、やはり高山議員がおっしゃるように、いつ起こるか分からない災害に向けて、その対応は必要だと考えておりますので、まず職員のほうから避難所の開設の訓練をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今回新たな段ボールベッドとか、いろいろなものがありますから、ぜひ、そこはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今回、内閣府の地方創生推進室、令和2年7月3日付で出ているものなんですが、この中で、G I G Aスクール構想とか、いろんな形で使えるということになっている

んですが、私がちょっと気になるのが、高齢者の見守り体制なんですね。

たしか以前、お一人のお住まいの方がお亡くなりになられてたというような話をチラッと聞いたこともあったりするんですが、申し訳ないですが、事実はどうかは分からない。特にお一人でお住まいの高齢者の方というのは不安を持ちながら日常生活をされておられるんです。先日も知り合いの住民の方から、こういう相談を高齢者の方から受けるんですがというような話がございました。そういったところで、やはりそういった見守り体制、IT化を活用した体制も今後重要になってくるのではないかなというふうに思うんです。そういったところも、今後、交付金の中で取り組んでいたけどらどうかなというふうにも思うわけですが、そのあたりは総務課長ですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、和東町の見守りの体制でございますが、福祉課のほうで地域包括支援センターと協力しながら独自の予算、単費になっているんですが、高齢者見守りサービス事業ということで、民生委員さんから連絡があった方、また住民から相談があった方、特に高齢者、認知症を抱えておられる世帯に、昼間ですけれども、定期的に訪問をさせていただいて見守りをしております。

これについては、平成23年から事業をスタートしまして、当初3年間は京都府の補助金を頂いたんですけども、それ以降につきましては、和東町の独自の事業として実施させていただいております。

さらに、現在、和東町では光ボックスを利用した議会中継も含めてサービスをさせてもらっているんですけども、その機械の更新につきましては、来年3月末をもって機械が廃止されるということで聞いております。その中で、もともと和東町は光ボックスを利用した双方向、高山議員がおっしゃるには一方通行なんですけども、双方

向でテレビカメラ、マイクを備えながら見守りサービスができないかというところで、今、検討をさせていただいているところでございます。

今回、内閣府の事例が出ておりますが、その事例にも当てはまるということで、ぜひ進めていきたいというふうに考えております。

当初につきましては、現在490台余りの光ボックスのシステムが出ているわけなんですけども、それ相応、また各集会所ですね、これについては光ボックスのシステムが入っていない方は地域の集会所から双方向で社協であったり地域包括支援センターであったり、また診療所の看護師であったり、そういう相談できるようなシステムを考えたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ、今回の光ボックス改修するときに、安心して暮らせるシステムを導入いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

先ほどの村山議員の話の中で、今、和東荘のGo To Travelの申請中ということではおっしゃっていましたが、今、コロナの感染は大きく広がって行って、東京圏については対象外になってはいますが、ただ、全国的に感染が広がって、今、お盆の時期とかもあって検査が減っている状況もある中で、見た目はちょっと減ってますけども、ただ、やはりかなり増えていっているという状況の中で、旅行会社自身が今、自粛している面もありますけども、ただ、やはりあえて、ここはそういう対象なので、来て下さいというようなことの意味では、今の現段階でいうとリスクが大変高い状

況もあると思うんですけども、そのあたりはどういう判断をされているか、そこだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えしたいと思います。

先ほど農村課長のほうからG o T o T r a v e lについて申請中だということで答弁させていただいたんですけども、なかなかこの制度につきましてもハードルが高いと聞いております。基本的に業者さんが中心になって、基本的に全ての枠がありますので、果たして和東町の京都和東荘が対象になるかについては、かなり薄いと思います。ただ、今後の将来的なことを見据えて、一応、申請しようかということで申請手続を踏んでいると、こういうように聞いております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

もともとG o T oのやつは感染が収まってから安心して旅行へ行きましょうということで、喚起するという意味で決められた制度なんですけども、なぜかというか、急に前倒しになって今やられているという状況がありますけども、ただ、明らかにこれは感染を広げるG o T oになってしまっているという状況があると思うんで、もちろん本当にみんなが旅行を安心してできるというときにそういう制度があるのであれば、それはそれで対象になればいいとは思うんですけども、そこはまた冷静な判断をしていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

それで、先ほどの続きなんですけども、先ほど福祉課長の説明でいいますと、22歳といった場合にいわゆる学生だと。専門学生も含めて、そういう法に基づいた学校に行っている方のおられる世帯というのが対象になるという話になりました。それで、

今回それはそれで、今、全国的にも大変学生の方というのは大学に開いてない状況が多いので、大変苦境にあるということで社会問題にもなっているんですけども、若干そういう部分の目配りをしていただいたという意味では、それはそれで前進だと思っているんですけども、ただ今回申請に当たっては、22歳までの中で学生さんであるということを証明するというかね、そういうことをしていただいてやるということになってますよね。それは当然といえば当然なんですけども、ただ、ある意味、そこまでは、一定、学生さんを対象にした支援だということを意識した制度だというふうに思うんですけども、ただ今回、1軒5万円と世帯が対象になっているんですね、そうなりますと、世帯に学生さんというのは1人の学生さんがおられるところもあるし、2人、多ければ3人とか、そういう枠の中で4年間とか何年間の中でご兄弟がおられたりすると、そういった方もケースとしてはあると思いますけども、そうなりますと、やはり1軒5万円となると、学生支援という意味では、学生さん自身は1人1人が高い学費を負担をしていて、下宿したりとか、自宅から通ったりとか、それぞれが交通費や下宿代や生活費を負担をしているという意味では、高校生までのお子さんとは全く次元が違うぐらいの負担をしているわけですよ。ですから、今かなり国も含めて、学生支援という意味で、不十分だけでも、やはりそこに焦点を当てた取組がされつつあると思うんです。

そういう意味では、今回、学生を対象にするということが明確にされている以上は、やはり1人1人の学生に対する給付というふうにしていかないと、学生支援という意味でも対策にならないというか、やはり薄まってしまうというふうに思ったんですね。

例えば、ご存じかもしれないんですけども、いわゆる友好にある、今、協定を結んでいる伊根町のほうでは、同じ補正の中で、明らかに学生支援という対策で1人当たり5万円を給付するというふうな制度にされました。やるならばこれがやはり筋だというふうに思うんですね。そういった意味で、その辺はどのように制度を設計される中で考えられたのか。

学生の証明を出すというんだったら、そこまで限定してやっているのであれば、1人1人に焦点を当てて支給していくという制度のほうが、より支援としては大変いい中身になると思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

福祉課長（北 広光君）

はい、お答えします。

まず、これにつきましては、学生支援というよりは子育て世帯の支援ということが第一、メインにしておるところでございます。学生さんにおかれまして、特に大学生等につきましては、全国に行きまして寮なり下宿なりされている方、また予定されている方もおられると思います。これにつきましては、今、岡本議員の質問の中にもありましたけども、国の制度等で一定そういうような補助制度、たしか私の記憶では20万円前後の給付だったと思うんですけど、支給制度もございますので、今回、和束町で生活応援支援給付金につきましては、子育てをされている世帯の応援ということで、学生さんにつきましては、当然ながら、生活費等、アルバイトもまたコロナの関係でままならないというところで、家庭の支援を中心に考えさせていただいたところでございます。

今年度、満18歳相当、もしかしたら高校に行っておられず、働いておられる方もおられますけども、その方々につきましては、課税世帯であっても家庭の生活支援をしたいと。また、それ以降、大学生相当、専門学生の方につきましても、学生証等を拝見させていただいた中で、学生であるという証明をいただいた中で給付させていただくわけなんですけども、これにつきましては、当然、高校卒業後、働いておられる方もいらっしゃいますので、働いておられない、まさに学生の方の家庭の生活支援という形で今回設定させていただいたものでございますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今、言われました国の学び継続の支援金というのが、今、言われたように最大20万円出るというのがあります。ただ、これは大変、国自身は最終判断するのは大学なんで、例えば、下宿生でないといけないとか、アルバイトをしてなあかんとかいった、今の新1年生はどうなるのかいうね、結局、アルバイトしようかなと思ったらコロナで広がってアルバイトをする機会自身がなくなってしまうとか、いろんなケースがある中で、そこも一定柔軟に対応するというふうに言われつつも、実際はなかなかハードルが高いんですよ。

例えば、一律にみんなに国が20万円出しますとかいうんやったらそれでいいと思うんですけども、1割ぐらいしか対象になってない。ほとんどが対象になってないんですね。

そういう意味では、国自身が学費の半減であるとか、そういったことも含めて思い切った取組をするのは当然なんですけども、やはり一番身近で若者を町としてどう支援していくのかという意味で対策を取るという点では、そういった現状も踏まえていただいたら、世帯として見るんじゃなくて、学生1人1人の学生生活をどう支援するかというようにところに視点を当てたほうが世帯としても大変喜ばれるというふうに思いますので、今後も含めて、学生でいえば、このままコロナの感染が広がると、今ちょうど夏休みにほぼなっていますけども、後期もオンライン授業だけとかいうことも既に決まっているところもありますし、なかなか厳しい状況と。大学施設は一切使っていないのに学費だけは満額取られるとか、こういう大変しんどい状況も広がっておりますので、もちろん町としてできることは大きくはないと思うんですけども、町長にこの分について聞いておきたいんですけども、今後、1人1人の学生に支援の光を当てるという意味では、取組をぜひ制度的にもして行っていただきたいと思うんです

ね。

今回については、これをやっていただくということでそれでいいと思うんですけども、学生支援というところに焦点を当てた取組もぜひ今後検討をいただきたいと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ただいまご質問がありましたように、今回は学生の抱えておられる世帯に対しての支援という、制度はそういう制度であります。しかし、今もご質問がありますように、子供1人1人に大変なだと、こういうところのご質問かと思えます。

これについては、先ほど答弁もしておりますように、国・府の補助もいろんな制度も含めながら、あるべきときにはそういう検討も必要かと思えますが、これは今後においても問題だというように理解して、今は世帯に焦点を当てたということでご理解をよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そこはぜひよろしくお願ひしたいというふうに、今後も提案もしていきたいというふうに思います。

次に、海洋センターのほうで、今回、空調の設備が整備されるということでなっておりますけども、その辺、説明をいただきたいのと、それから、海洋センターでいきますと、この間、プールのほうが一応開いていただいておりますして、いわゆる土・日・祝日に限ったことで、いろいろ対策も含めて60人までとか、町内関係者だけとか、そういうふうに限定もしていただきながら運用もいただいているとは思っております。

けども、ただ、やはり普段のアリーナの貸出しも含めて、大変、今、町周辺でも感染が広がってきていると。スポーツに関わる部分での感染も残念ながら各地で出てきているという状況の中で、万全を期しているという意味でも、今後の貸し方の在り方とかも含めて、プールも含めてですけども、その辺の状況について説明をいただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、空調設備の関係でございますが、これにつきましては海洋センターは指定避難所になっております。その関係で、ミーティングルームという一番奥の部屋があるんですけども、その部屋を災害時の避難所に活用すると。

この空調設備につきましては数年前から機械が故障してる。利用されてないということもありましたので、そういう形になっていたんでしょうけども、やはり住民の方が快適に避難所で過ごせるようにということで、今回コロナな交付金を充てさせていただきまして、予算を計上させていただいたところでございます。

それと、海洋センターのプールの関係でございますが、7月24日から土曜日、日曜日、祝日を対象に、町内在住者、町内勤務者の家族も含めまして、利用を限定させていただいております。

現在、更衣室のロッカーが200あるんですけども、男性100、女性100あるんですけども、そのうち各60ずつ閉めさせていただきまして、間隔を開けてロッカーを80に絞り込んでおります。利用の都度、職員のほうがアルコール消毒等をさせていただきまして、毎日除菌をさせていただいております。入られるときにつきましては、各自、体温をこちらのほうで計らせていただく。また、健康の問診票的な内容を必ず個人に書かせていただいて、緊急連絡先も含めまして記入をしていただいた上

で入水してもらうという形をとっております。

アリーナにつきましては、この夏からほかの施設でなかなか利用できないというところで、剣道の利用が増えてきております。その方につきましては、事前に問診票という形で渡させていただきまして、当日提出して確認をさせていただく。こちらのほうについても、それぞれが責任を持ってアルコール消毒液を持参していただく、また扇風機を持参していただくという対応をさせていただいているところでございます。

岡本議員からもありましたように、実際、最近でいいますと、バスケットボールのクラブ等で感染事例が発生したり、また、島根県のほうではサッカー部のほうで大量に発生したということで新聞等で聞いておるところでございますが、やはりスポーツを通じて感染事例が出てきておりますので、このあたり、海洋センターの責任者といましては慎重な対応をしていかなければならないというふうに考えております。

実際、京都府内のクラブ活動等で、もし、そういう室内の競技で出た場合につきましては、当然、アリーナを休館しないといけないというふうに検討をさせていただきます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

これだけ広がってくると、誰の責任というよりも本当にかかってしまうという、こういった状況もあるというふうに思いますので、そこはぜひ対応いただきたいというふうに思います。

最後に、感染対策という点では、今回、学童保育のほうで、以前、議会でも要望があった網戸のほうを設置されるというふうに予算化されております。ただ、ほかの公共施設等でも古い施設もある中で、網戸の設置ができてないというところもまだ残されていると思うんです。

特に体験交流センターがホール等をいろいろなサークル等で使われたりとかいう機会もあると思うんですけども、あそこは全くないという状況の中で、夜間とかに使う場合に開け放して換気もせなあかんという中でいうと、虫が入ってきたりとかしながら、いろんな面で苦勞されているという面も聞くんですけども、やはりそういった網戸の設置等、特に体験交流センターが工事の予定をされておりますけども、される際にそういうことも含めた整備というのも当然必要になってくるというふうに思いますし、その辺のいわゆる感染対策、今の関係の絡みでいえば、設備的にちゃんと整備していくということも、もし、そういうことを求めるのであれば必要になってくるというふうに思うんですけども、それは総括的に総務課長にお聞きしたいのと、あとは体験交流センターについては、今後の工事も含めて農村の課長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

公共施設につきましては、それぞれの課の管理という形になっております。実際、岡本議員がおっしゃるように、今回の補正予算の中でも、例えば、トイレの関係でいますと、自動の石けんが出てくる装置であったり、またペーパータオルを使うという形で今回予算を上げさせてもらっております。各課からの要求が出てきた段階で総務課のほうで精査をさせていただきますして、必要な部分は予算化をさせていただくという対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、耐震工事、それから改修工事ということで工事関係の発注業務の入札関係にかかっております。今の網戸につきましては、当初の設計ではございませんでしたけれども、今、設定見直しをしまして、網戸を設置していくという方向で工事発注をする予定でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員、お昼からでも構いませんか。

○7番（岡田泰正君）

結構ですよ。

○議長（小西 啓君）

会議の途中ですが、ただいまから13時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時38分～午後1時30分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

それでは、私のほうから何点か質問させていただきたいと思います。

午前中に他の方から質問が出ておりましたけれども、新型コロナ対応地方創生臨時交付金について私の思うところを述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

指定管理者制度そのものの目的はですね、やはり多様化する住民ニーズを効率的に、効果的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力等々、門戸を広げて住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。それで、同じようなことなんですけども、メリットとしましては、経費の節減や利用者のニーズに対応したきめ細かな質の高いサービスの提供を期待すると、こういうことが、一応、

指定管理者としての目的及びメリットということにうたわれておるわけでございます。

今回、皆さんのところで質問になっているのが、マイナスのところは1,500万円を補填するということについて住民の方々から理解が得られるのが、こういったことが論点になってこようかと思っております。

当初、山の家という形で府の管轄であったわけですが、これが7年ぐらい前で、府のほうから移管を受けましてリニューアルオープンをするということで、当初、そのときには府のほうからリニューアルするための補助金が出るだろうというふうなことでお伺いしておったわけなんですけども、結局、それが出なくて、町単費でリニューアルの開店までこぎ着けたという経緯を私、理解しておりまして、指定管理者の制度が発足するときに副町長のほうに質問をさせていただいたことを覚えているんですけども、赤字になったときにはどうするんだという質問をさせていただいたときに、副町長はきっぱりと、赤字補填はいたしませんというようなことをおっしゃいました。そのときはその言葉をうのみにしてたわけなんですけども、今いろいろと時系列に整理してみますと、こういった1,500万円の府からの補助金として受け入れる裏技だったのかというふうに思っております。

といたしますのも、こういった施設は、いかなる金額も自治体がやることですから、皆様方の集められた税金によって設立をされておるわけでございます。そして、おのずと指定管理者の元に健全な企業運営をしていくというのが建前であろうと思います。赤字になれば企業全体でカバーする。切るところは切ってスリムにしていく。そして、いいところを伸ばしていく、その経営努力というものが私は望まれるんでであろうと思います。それはまた1,500万円という税金で建てて経営しているところにまた税金を突っ込んでいく、これはいかなるものかなと思うわけなんですけども、これについてどのようにお考えになっているのか、コメントをお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えしたいと思います。

まず、指定管理者制度ということで、そもそも山の家につきましては、先ほど岡田議員から質問がありましたように、当初、京都府の施設ということで、それを和東町が管理していましたという経緯がございます。それを今後もっと幅広く利用していきたいということで京都府にお願いしまして、その施設を譲り受けました。

ただ、基本的に、京都府と覚書を交わしているわけなんですけれども、目的に沿った施設で利用してくださいということで一筆入っております。それが条例でも出ておりますけれども、和東町山の家と。京都和東荘というのは愛称ですので、正式な条例でうたっているとおりでございます。そういったことで、町民の皆さんの憩いの場所と、子供たちのスポーツといった施設、そういうことに使っていきたいと思います。ということで、今回ずっと来たわけです。

平成28年ですか、私も持っているんですけれども、和東山の家指定管理者指定ということで条例を出させていただいております。今回、先ほど高山議員さんのほうからも条例を見てあったわけなんですけれども、この指定管理者制度というのは、先ほど岡田議員が言われたとおりでございます。効率よく運営していこうということで、一般的には指定管理者というのは公募によって募集をかけて民間にお願いしていこうというのが基本なんですけれども、うちの場合は従来から活性化センターが管理していたという経過もございますし、活性化センターというのはご存じのように100%和東町が出資している団体でございます。早いこと言えば和東町と同じ身分と。それを財団法人に町ができないことを活性化センターの企業としてやっているということで、基本的にはまちづくりをやっていこうというのが活性化センターの主な目的でございます。そういったことで今回の条例にしましても、公募によらない指定ということで、この項目を使わせていただいて、活性化センターについては議決をいただいております。

ただ、公募による指定につきましては、条例でうたっていますように、指定管理者の指定については、議会の第2条なんですけど、公募によっては第2条によって議会の議決を求めなければならないということになっております。ただ、うちは5条が使っていますので、それでも条例は出す必要はなかったんですけども、基本的に、中身のあとの7条の指定管理者の締結、先ほど高山議員さんが言われた協定書、これに替わるものとしてこれを出させていただいております。ここに全て名称とか団体の法人の名前とか設置場所、指定期間、目的、指定管理料はどうなんやということで基本的なことをうたわせていただいております。そして、条例と併せて今、運営させていただいております。

そういったことで、来年の3月で満了するわけで指定管理が切れます。5年間の指定管理を受けていました。その間、今まで言っていましたように、健全の運営ということで4年間やらせていただいて、活性化としての立場でいいましたら指定管理に伴う負担金ということは一切うちは受けておりません。

ただ、今回は国のほうの緊急事態宣言を受けまして、4月、5月は休館、6月から緊急事態宣言が解けて営業させていただいております。それには、先ほども出てましたように、人件費が80%を超えていますので、雇用を確保していけという国の方針がございますので、そこら辺を重点的に置いて、それに係る費用を今回は150万円という形で提示させていただいております。そこら辺は十分ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。赤の補填ではございませぬので、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

最後に一言、赤の補填ではないとおっしゃいました。結果的には、これは赤の補填なんです。今の1,500万円を入れないと絶対的に赤字になると思ひます。企業で

あればそれを確保しなきゃならない。だから、企業はどうか。

コロナウイルスの和東町のほうでは、第1回目に調整会議が2月3日に開かれております。そして、コロナウイルスの感染症対策本部会議、1回目は3月16日に開かれております。そして、9回を数えて6月2日、締めが現在に至っているわけなんですけど、こういった状況を時系列に考えてみますと、コロナ対策というものに対して余りにも活性化センターなり管理者制度そのものについての危機感覚が、今おっしゃったようなことに対しては私たちは全然感じられない。やはりこういう時点で和東町がコロナ対策ということで一生懸命やっておられたら、そういった飲食関係についてはお客さんは少なくなるだろうなど、観光客は少ないだろうなど、インバウンドの方はほとんど来られないだろうなど想定できたはずなんです。そうするとどうするか。やはり赤字というものをなるべく縮小していくというのが経営者のリスクマネジメントの一つになるんやなかろうかと思います。

そうすると、先ほど農村課長がおっしゃったように、何月に対しては、去年比較ではなんぼ減少になって、今、数十万円しか上がってませんと、こういうことじゃなくて、期間を定めて閉めてしまうという選択肢が絶対必要だったんだろう。そして、下火になったときには開店をすると、めり張りのある、機動力のある経営状態というものをつくっておくべきじゃなかったか。

確かに、これについては人件費とか、そういった経費はかかってきます。かかってくるけれども、そういったことをすることが町民の皆様方から考えたときに理解が得られやすいんじゃないか。今おっしゃっているのは、経営サイドのほうから我々のほうに一生懸命アプローチいただいております。住民からはどのように感じておられるかということは私のほうには一切コメントが届いておりません。言う側、受ける側、受けた側からまた返す言葉、お互いの心の動き、感情的な動き、そういったものが管理者制度の中では必要じゃなかろうか、このように思うわけなんですけども、これについても考え方をお聞かせいただきたい。

それから、去年のデータ、この前、見ておいてくださいと報告書の中でいただいた冊子なんですけども、去年のときにも、ふるさとものづくり支援交付金1,077万円入っております。これを最終的にトータルすると400万円ほどの黒字決算という形で上げている。最終的には600万円は結局赤字になっているんですね。去年はこのような形で府のほうから補助金を頂き、今回は生活支援給付金の中でコロナ対策という形でいただいていると。去年も今年も何やかんや言いながら赤字補填されているんですよね。これについてコメントをしてください。

それと、今回もう1点は、去年はゼロやったんですけども、今年の収支予算の中では、移住定住で234万7,000円上げられておられます。移住定住は本町の中でも予算として上げておられます。なおかつ活性化で今回予算として上げられております。なぜ、二本立てにするんでしょう。これは住民のほうからとしては非常に紛らわしい、分かりにくいと。その2点について説明をしてください。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

町の方針も関係してきますので、私のほうから基本的なところにお答えします。

一つは、最初の話ですけども、赤字というところの話なんです。ご案内のとおり、赤字というのは固定経費と運営することによって経費がある、こういうことです。閉じようと思ったら、この固定経費を落としてしまったらいけるんですけども、今回のコロナ対策はそう簡単な方法はとれなかった。選択肢は、今、言われたようにあるんです。民間でいうたらやめよう、この際、閉めようとか、そういうことはできるんですけども、和東荘というのは青少年山の家管理条例に基づいてやっていかなきゃならない、こういうことだから、対策協議会を持ったときには、和東荘と言っているだけやなしに、施設についてはその都度、府の考えもあります。そこへ町の考えも加えて流している。住民には不要不急の外出は控えてくださいとか、三密とか、

こういう方針を示している、その一環の中に和東荘も入っているわけですね。

よそからはなかなか来られないときは、はっきり言って、申し込まれたって困るとか、拒否していかなきゃならない、こういう状況にあるということなんですね。そのときに、まず、固定経費、赤字というのを運営することによって、赤字が出てくると赤字を補填してくださいと。今からだったら運営努力やってくださいと。基本的に赤字というのは運営経費でやるやつについては、うちが言える問題だということは当初は言ってたんです。今回の場合は、人を止めてくださいね。岡田議員が言われるように、そのとき閉める、一服する。

さっきの話やけど、基本的な人件費まで、来てもらわんかてよろしいですと、こういうことも言ったらええねんけど、今回コロナ対策で民間にはお願いしていました。できたら続けてくださいねとか、お願いはしてましたけど、だけど、やめようと言われたときには止めるわけにはいきません。止めたことに対しての支援策は住民じゃないわけですからね。活性化センターの委託は町の管理業務であるから、町の基本的な考えで、止めてくださいと、人は首にしてくださいと簡単に言えなかったというのは、今回の固定経費を維持してきたというのは朝の質問で細かくお答えさせてもらった。その辺が一つ。

コロナ対策だからこんなことができたわけであって、国は、なるべくそういうものに影響ならんように配慮してほしいと。それはうちが受けているから、それを受けた対策だから、国に対してその経費をくださいと言ったときに、その支援策は見ますよということだからのったと、こういうことで、経常的な日頃の中での考えではないということが1点、私のほうであります。

それともう一つは、今年であって、昨年度出たかて、運営経費で出てくるときには多分、今、見たら根拠がありませんので、そのまま努力してくださいねと言えたと。だけど、今までそんなことを言ってきたことがない。全体的な運営とか、決算が中の連結みたいなことがあるか知りませんが、それぞれ一つの事業、さっき言われたよう

に、こちらは600万円赤字だけど、定住移住とかいうところにはあるという説もありました。

もう一つは、和東町の活性化をしていくときに、事業を受けてやりたいねと、移住対策事業を積極的に受けていきますよと、和東町は直営でできないんですよ。うちの単費でやれいうたかて、はっきり言って、そんなもん無理ですわと。やっぱり国の補助金を入れていこうと思えば、補助事業とか、いわゆる委託事業とか、最近補助事業はないとは言いませんが、少なくなりましたね。委託事業と。だから、移住対策の委託事業を受けてやりましょうというときに、なかなか民間では受けてもらえない中にあるんでしょうけども、活性化センターは割と役場が出資して便利がいい。

本来、これを造るときに町と民間要素を持った2つでいこうと。これは宗さんの時代ですけども、やっていこうとしたんですが、そのほうはよく分かる。町長が理事長を兼務してやったらよく分かる。いわゆる町でいくときは町でいったらいい。民間で受けたら民間でいこうと二本立て、それが民法でいう総務契約に引っかかって、町長の兼任はできないと、こういうことで、今、副町長である。そういう意味で、あつこで赤が出たってよその町は言いませんが、民間と契約したら、そこの話をしなければならぬ。ここは活性化センターと話したら、さっきした話、今度は赤字したって解散するときに和東町でまた話をして、解散する経費をお願いしますと、こういうときいくわけです。だから、そういうことになれば、このタイミングで国から100%の資金を受けとくほうが私は住民の理解が得られるだろうと。説明不足かもしれませんが、住民の理解が得られると。まず、働いておられる方はそう感じておられます。こんなときだから普通、首にされるけども、こうしてやってもらったということはおっしゃいますからね、だから、そういう働いておられる声とか、そして、これからも努力していきたい。

和東町の単費の税金でしたら私としては敵いません。100%、国が受けられるんだったら、この支援策の説明ね、これを受けてそういう対策を維持してつなげていく。

先ほど理事長を兼ねている副町長が来年で切りますというときに、次のときにどうするかですよ。そんなんやったら直営でせいと。前に和東町はやっていましたね。山の家特別会計を設けて、そして管理人を公務員で職員を配置して、そしていろいろと。なかなかなじまんですよ。原材料を支給するのから弾力条項を設けてやらなきゃならんですね。ここで言うたら、専決事項ですわ。そんなことなじまないんですよ。

今度のときにどう応援するのかいうたら、誰もなかったら運営閉めるかと、また委託するのかとか。そのときこっだけ赤が出るから、こっだけやったらしませんでとか、そんな話になってくるわけです。

はっきり言って、修正とかいろんなことして、これはあきませんねと国へ返してもいいですけども、後の結果の責任はどう得るか。単費でもろとんねやったら何も言いません。そのまま国へ返しますからね。いろんな心配がありまして、そういうことで、やっぱり山の家は和東荘と観光事業も果たしてくれてる。そういう意味で維持していきたいというのが私の思いなんです。その思いから今回たまたまこうなったということで、私のほうから思いを答えさせていただきたい。足りないところは副町長に質問してもらったよろしいです。思いを伝えさせてもらいました。

○議長（小西 啓君）

町長、国の金も血税ですよ。それを忘れてもらったら困ります。

○町長（堀 忠雄君）

分かりました。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

町長、分かりますよ。私はね、この制度をやめよと言うてるの違います。事業継続としては、まちづくりとして活性化は必要だと認識はしています。絶対必要だと思っております。応援はしております。ただ、制度そのものは置いといて、今のお金を投

入ることによって、そして、先ほど言ったように、税金のところへ税金を投入していくのはいかなものかが1点あるんです。

そういうことに対して町民の理解が得られるのか得られないのか、これを考えたときに、1,000万円というのは活性化のほうに入れた。しかしながら、先ほど午前中に高山議員のほうからおっしゃっていましたように、インバウンドするときには民泊とか農泊とか町民の方々にお願いをして協力してくださいと、和東町のための活性化、あるいはこれから発展するPRのために和東町に協力してくださいと頭を下げ、そして町民の方々は喜んでやらせてもらいましょうとやっていただいたと。

私の聞いているところでは、そのためには食事を一緒に食べるから、台所が汚いからきれいにしたいと言ってやられたとか、寝ていただくところの畳を取り替えようという形で協力いただいているとか、自費で家のリフォームをされているということも聞いております。やはりそういったことのご努力に対して今回ゼロになった、出ない。こちらのほうだけ赤字補填して、一方、協力していただいたところはほっとくと、これはいかなものか。

だから、先ほどおっしゃったように、理解はしてもらっているけど、言葉足らずだとおっしゃいましたね。まさにそのとおりのなんだと。やはりその方に対してのねぎらいの言葉、あるいは少しの負担でもやっていただくということによって、今度インバウンドが回復したときには皆様方にまたお願いせんらん。そのときに受け手として協力いただけないのか、これは今までの政策そのものの1点にかかってきている。それは住民感情だろうと思います。そういうことを頭に置いた中で指定管理者制度というものを生かしていかないかのじゃないか、私はこのように思っておりますけど、副町長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

お答えしたいと思います。

まず、町長も触れられましたけれども、連結決算の関係なんですけれども、確かに去年は和東荘は台風の関係で大きいキャンセルがございました。それが150万円前後出てたと思います。そういったことで、それは一時的なものですので、活性化としてカバーし切れる分はふれあい観光のほうでカバーできましたので、そこでチャラにできたという状態です。

今、うちは活性化センターの理事の立場でいいましたら、ふれあい観光、山の家、グリーンファーム、それと特産品の開発、この四つの事業を柱立てにやっております。その中でふれあい観光とグリーンファームというのは、基本的に町からの受託事業で行っております。ただ、ふれあい観光の中でも収益事業も兼ねております。その中で収益が出た分については活性化の中で回していこうということで、町長は活性化センターの連結決算みたいな説明をされましたけど、そのとおりで、部門ごとの収益は落ちますけれども、全体決算としては黒という形で打たせていただいております。

そういったことで、天災的な特殊事情は毎年行っています。何かのキャンセルとか、それはどこのサービス業でもあると思うんですけれども、今回のコロナについては、終息がどうなるか分からないという特殊事業の中の特殊事業だということでご理解をお願いしたいと。

それと、活性化センターも、4、5月については山の家は休館しております。完全に止めております。後は非常事態宣言が解除されて、これは営業努力していかならんということで、6月から一定の保健所の指導をいろいろもらいまして、コロナ対策も含めて万全な形でやらせていただいていると、そういった事情ですので、ご理解のほうをよろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

分かります。痛いほど気持ちは分かるんです。そしてまた、こういったことは非常に前代未聞の想定外の事態ですので、あらゆる手段を使ってでも生き延びる手段というものを考えていかなきゃならない。それは自治体だけでなく我々個人1人1人がそういった危機認識でもって日々を過ごしていかなきゃならない、そういった問題だと思っております。

そういった中で、やはり飲食業が今のところは一番厳しいところだと私も認識はしておるわけなんです。しかしながら、私が思うのには、自治体と一般の方々との企業努力というところが全然ベースが違うんですね。一個人の経営者、また一つの株式会社なり団体さんは自分の死活問題だととらえて、生きるか死ぬかの瀬戸際で頑張っておられます。

片や、自治体のほうはどうなのでしょう。非常事態だからといって簡単に補助金を頂ける。そして、何らかの事業創生だといったり補助金が頂ける。これも一つの努力ではあるかと思うんですけど、やはりそういったことがミスマッチというんですか、そういった温度差が今、問われているんじゃないかなろうかなと、このように私は強く思っております。

今、指定管理者制度というところは、山の家、それからあと2件ほどありますね。それを答えていただけますか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

地域力推進課長（草水清美君）

指定管理者制度で地域力推進課のほうで観光案内所を商工会に指定管理しております。それと、株式会社湯船にマウンテンバイクランドの指定管理ということで地域力のほうからさせていただいているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

分かりました。あと二つあるということです。

そしたら、株式会社湯船、これにつきましては、マウンテンバイクとかバーベキューまで含まれるんですかね。それは含まれない。そういったところに対しても、聞くところによると営業自粛としていただきたいということが町のほうから要請を受けたということは耳にしておるわけです。

やはりマウンテンバイクそのものにしたかて繰入れされていることについては、利益の喪失というんですか、そういったものもあるわけです。指定管理者のほうからコロナ対策として、感染症の予防として大会を控えていただきたいと、そういったことに対する要請があるということは利益の喪失をされているわけです。そういったところに対して何らかの形でもって応えるのが本筋がなかろうかと思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。株式会社湯船に対しましてマウンテンバイクランドの指定管理をさせていただいております。緊急事態宣言が発令された間は閉めていただきました。その後ですが、国のほうからも一定人数を制限するなりということでイベントの自粛は続いておりましたが、今の状況は本来毎週日曜日のオープンでしたが、三密を避けるために参加人数を分散するという目的で、土曜日、日曜日ということで開けていただいております。

当初、緊急事態宣言のときは収益がぐっと落ちましたので、今回の和東荘と同じような形で収益が非常に厳しいというお答えも聞かせていただいていた中ですが、何とか努力もしていただいておりますので、一定状況を見た中で今年度末まで頑張ってい

ただくと。

あと、今週の8月10日もマウンテンバイクの競技の人口を増やしていこうということで、スクールを年3回委託しているんですが、こちらのほうも株式会社湯船のほうで20数名の方の参加もいらっしやいまして、去年よりも若干時期を早めたことによって伸びてきたということもございます。非常に努力もされていながら、収益を見て、今後最終ですね、同じように収益がぐっと下がった場合につきましては補正等をお願いするかも分かりませんが、できるだけ努力した中で運営していきたいというのが株式会社湯船との話合いの中で現在至っております。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

分かりました。

株式会社湯船につきましても、やはりギリギリのところで作っておられます。株式会社湯船ができた経緯というものも、町長も当事者ですので十分認識はされていると思います。これもやはり過疎地の活性化、このことをなるべく和束町のほうで盛り上げていきたい、協力していきたい、そして、いろんな形で湯船を守っていきたいという思いがあってやっておられる。今後そういった形の中で経営的に行き詰まったというふうなことがあってはならないだろうと思うんで、やはりこういったときに事前的に地域を救うという意味で山の家にするんだったら、一方上げれば一方立たずじゃないんですけども、なるべくそちらのほうにも手を打っていただけるように努力していただきたいと思いますが、今後の形についてご答弁いただけますか。

○議長（小西 啓君）

町長、まず。

○町長（堀 忠雄君）

基本的なところがありますので、私のほうから先にお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、いわゆる固定的な経費と運営的な経費がありますので、運営的な経費というのは努力をしてもらわなきゃならないという前提がありますね。事情がなかったら出せない。

今、活性化へのマウンテンバイク、そして観光案内所、メインとして入っておるのが、ご案内のとおり、委託経費がメインで、観光案内所も委託経費を大きくしている。あそこも委託経費がするときもあります。なおかつ大会を開いて、参加経費とか運営経費も入ってきています。だけど、参加経費だけではなかなか賄えないから、農村振興課が所管している大会経費の予算を持っておるんですね。そういうことをしながら運営しているので、運営経費そのものはいわゆる大きく基本的に運営経費だけで赤が出たからという話ではない。山の家も運営経費というところでは私ももっと厳しく見ていかなきゃならない。ただ、要請があつて、こういう特異なときに国も入れているから、今回該当させてやっていこうという判断に立っております。

それと、先ほど私の答弁が抜けておったと思いますが、正直なところ、民間の方がやっておられるのも、いわゆる今までの運営経費とか家族でやっておられて、そういう経費があります。正直なところ運営経費というのは割としんどいんですね。だから、この創生事業はうちでやる場合と府へ持っていく場合と国が直接やっている場合とか、支援事業とか補助制度とかになんですね。

ご案内のとおり、そういう事業の投資的な経費に当たる分については、直接、民間に補助されることになります。だから、先ほど岡田議員も質問があったように、和東町としては、住民の皆さんに盛り上げていただいてまちづくりができていますし、計画も住民との協働というのが大きくメインに来ております。茶源郷和東、それは住民の協働がなかったらあきませんから、うちのとこだけ出してよそはしませんよと、こういう誤解はされないように、間からそういう相談とかできる限り、うちが知っている情報を流しながら、民間の方も手続をとられる方は取る。いわゆる農業したら、や

やっぱり農協にも説明会を持ってくださいねということで、福祉センターで農協の人にも説明させてもらったり、直接どこかでしたりとか、いろんな制度を知らせてくださいねと農協にもお願いしているわけですね。だから、和東町が団体でやるとしたら、朝もありましたように差異ができますが、トータル的にこの時期やっていこうと。これは国の方針もこれです。町がやるほうと、直接、国が出すほうとかダブってくるもんやから、住民にすれば非常に今回は分かりづらいと思います。しかし、これも一定の試練ですので、完璧はないか知りませんが、住民も皆、頑張っておられてる、そういう中ですので、できる限り努力していく。

さっき議長に怒られましたけど、国の金も税金だと。そうだと思います。国も税金ですけども、やっぱり国の税金をちょっとでも和東町の住民にいただきたいと思っただけで、国の税金やからよそへ持っていってもろて構わないんですけども、やっぱり町としたら国の税金は1円でも和東町のまちづくりに生かしていきたい。そういうことで、今回こういう機会しかないわけですから、はっきり言ひまして、運営経費で見ていきますわ、指定管理者やさかいにいかんと、そんな簡単なものではないと思います。今回しかこの事業で認められない、いわゆる国からこういう案内が来るんですね。この中に照らし合わせてやっているわけですね。今年限りのものはのせていきたい。国の貴重な税金ですけども、この税金を1円でも和東町で頑張ってくれてはる人にやっていこうと。

あえて和東荘でいえば、今、岡田議員も言われてように、これは反対じゃない。その点でちょっとの支えになったらいいんじゃないかなと。朝もありましたように、もし、そこでいろいろ苦勞されてあるんだしたら、それに応えて努力せんとあかん。それをしないからやめておきましょうやなしに、これはするけども、足りないところはもっと努力せいというご質問だと思いますので、私はそれを可と受け止めて、今、言われたように、これだけでやっていったかて誤解を招くから、この努力をみんなに分かっていただける、そういう姿勢、広報活動といいますか、取組というのは私は大

事だなと思います。

繰り返しますが、住民と一緒にまちづくりをする。これが一步でも後退してしまったら和東町の発展はありません。住民と協力し合ってまちづくりができるというものにしていかないとそれにつながらないと。もし、それが邪魔しているんだったら、大きな行政ミスだと思います。

私はそうじゃなしに、これも一つの前進として、これをきっかけに、今、岡田議員が指摘されているように、もっと町長、気をつけて配慮してやりなさい。反対するものではないから、それをするんだったら、頑張っておられる人の苦労をもっと理解して、それに応えられる努力をなさいよという受け止め方をさせていただきました。そういうことでひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

地域力推進課長（草水清美君）

先ほどのご質問の件で、マウンテンバイクの利用者数を申し上げておきます。

4月から7月末での利用者数ですが、緊急事態宣言が終わった後で伸びてまいりましたので今年は230人で、前年度は250人ということで、若干持ち直してきております。20名の減ではございますが、株式会社湯船も非常に経営努力をしていただいております。今後、コロナウイルスの感染が拡大する影響によってまた収益が減少するとなりましたら、株式会社湯船の皆さんの声も十分に配慮させていただきながら、今回のような支援策も検討してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

頑張ってくださいように、私もエールを送りたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今いろいろと指摘されていただひているわけなんですけども、自治体そのものも経営の意志を持たなきゃならないというのが一つあるんじゃないですかね。その中で、山の家和東荘であるならば、和東荘の事業指名は何なのかということをは常に念頭に置いて、観光案内所は何なのか、マウンテンバイクは何が指名なのか、それぞれの生きざまというやうな形の中で物事を考えてとらまえていっていただひきたいなど。この事業によってまた逆に住民が受ける価値、住民の受けるメリット、これは何なのかということも裏腹に考えて事業展開というものを考えていっていただひきたいと思ひておひります。

いろいろな形で今、質問させていただひきましたけれども、こういって意見の行き違ひというものがこれから出てくると思ひますので、やはり運営管理がスムーズに行われているのは確かなことなんですけども、モニタリング制度、こういって形の制度も取り入れてはどうかなどということを提案をさせていただひきたいなどと思ひておひります。そうすることによってお互いに理事者のほう、あるいは我々一般の住民の方が互いに目を通すことによって議会との行き違ひというものはなくなってくるんじゃないか、このやうに感じておひりますので、ご検討いただひければありがたいかなと思ひておひります。

そして、最後に、建設事業課の課長にお願ひしたいんですけど、落雷によって施設が壊れたという答弁を午前中されまして、施設には避雷針はないんですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答ひさせていただきます。

ご存じのとおり、避雷針はついておひります。避雷針といひますのは、できるだけ高いところにつけて、そのまま地中に高圧を逃がすというシステムでござひまして、そ

れで高圧の電線とかを全部地中に逃がしているのが避雷針の役目です。

今回の場合は、中央浄水施設の中にいろんな施設がありまして、そこからのセンサーが全部管理棟のほうに上がってます。その管理棟に上がっている中を全て地中をもってメーター線とかいろんなセンサー線が配置してありまして、一旦地中に入った電圧がそこへ全部広がるんですけども、それを逆に線が拾ってしまう可能性が物すごくあるんです。そうなったときに火災にはならないんですけども、離電流が走ったときにそれを拾ってしまったりやられてしまうというのが現実で、そのために避雷針をつけてできるだけ遠くへ逃がすんですけども、それが偶然拾うということが起こりますと今回のような事故が起こるということです。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

その辺、理解が難しいので分かりませんが、そうすると、想定外の落雷であったというふうなことなんですかね。それを二度と起こらないような施設にしようと思うと避雷針そのものを交換しなきゃならないのか、それは防げないものなのか、保険が下りてるといことは防げなかったんだろうと理解はするんですけども、その辺についての技術的なことはどうなんでしょうか。答弁いただけますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今の件につきましては、想定外か内かといいますか、想定内であり想定外であります。といいますのは、避雷針で逃げることに、それからその線自身にも基本的には落雷から逃げる装置は形は作っています。それ以上のものが起こってますということなんで、落ちて拾う可能性もあるところと、落ちて逃げてしまう可能性のところと

いいますと、想定外になるということになります。

もう一つ言いますと、もともとはメタル線といいまして銅線を全部はわせたんですけども、それを全部光線に変えてますので、本来は落ちにくくなっているんです。なので、本来であればもっと大きな障害を起こしているはずなんですけども、今回は4施設のうちの1施設のみ終わっているというのは、落ちたときにはこのぐらいになるだろうという想定内の中にありながら、もうちょっとましやったかなというのがもうちょっと酷かったかなというのは、それは今回の雷の落ち方なんで、距離とか場所の落ちた位置とかも全然想定できない状況の中では、今回の施設なんで、このぐらいで収まったんかなと。これが前の施設であればこれの倍ぐらいはいていたかなというようなところは確かにあると思います。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

これで質問を終わりたいと思うんですけども、やはり自然災害については、最近、想定外という言葉が非常にたくさん使われておりますね。そういったことに対応するのは、個々の人間の支援については非常に後追いになって難しいのかもしれないですけど、やはりライフラインという一つのシステムでございますので、できるだけいいですけども、想定外のような対応にしないような形で最新設備というものを構築していただきたいなど、このように思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうから1点だけ、岡田泰正議員の補足みたいな形でお願いしたいと思います。

目的を示して観光地では行われているところもあると思いますが、今回のコロナ対策として、返戻品なしでふるさと納税税制政策として利用できないのか、その点についてお聞きしたいです。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

井上議員のご質問にお答えさせていただきます。

和東町でもコロナ対策ということで、まちづく、四つの寄附の内容がございますが、子供からお年寄りまでというプログラムの中でコロナ対策を対応させていただいております。

実際、和東町の住民の方がコロナ対策に充ててほしいということで既に2件寄附金を頂きました。和東町の住民の方が和東町にということなので、返戻品はございません。寄附金額をそのままコロナ対策に充てさせていただく予定で、現在、計画を進めているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

和東町だけではなく全国に向けて、できたらふるさと納税政策を利用していただけたらありがたいと思います。できたらよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

すみません、あと2点ほどだけお願いしたいと思うんですけども、一つは、予算書の最後に教育委員会費としてGIGAスクール構想の関連で、これは7月の東部連合

議会のほうで既に予算が通っておりまして、それに関連してのことだとは思いますが、今回のGIGAスクールとしては3,573万5,000円がこの交付金として充てられておりますけれども、取りあえず今回の内容ですね、タブレットの整備ということなんですけれども、そのあたりはどれぐらいの購入数であるとか、また、どういうものにお金がかかっているのかということの説明だけお願いします。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

去る7月21日の相楽東部広域連合議会のほうで既に承認をいただいている内容なんですけれども、補足という形で説明をさせていただきます。

まず、私どもの和東町から負担させていただく部分につきましては、和東小学校で2,277万2,000円。内訳としまして、端末でございます。児童120台分、それと教職員分が8台、予備の機械ということで8台、計136台を予定しております。

このタブレット端末の関係での周辺機器並びに教育用のソフトの購入費用、そして指導用のデジタル教科書、それと各家庭Wi-Fi等のモバイルWi-Fiの設置費用、タブレットの保管庫、作業費ということで、総額2,277万2,000円、これが和東小学校分でございます。

続いて、和東中学校分でございますが、1,372万9,000円ということで、端末、これについては生徒60台、教職員5台、予備5台、計70台の購入を予定しております。それと、小学校と同様に、周辺機器、教育用ソフト、そして、デジタル教科書の費用でございます。

なお、一定、国庫補助がつきますので、国庫に漏れた単費分につきましては今回の新型コロナの地方創生交付金を活用して対応したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それで、このGIGAスクール構想というのは、国のほうがもともとコロナの以前から何年かかけて、本来は令和6年ぐらいまでをかけて全国で整備しようといったものを、コロナを受けて感染がまた広がって、いわゆる学校がまた休止になるとか、そういうときのためにオンラインが使えるということも含めて前倒しでされていることだというふうに思っています。

いろいろとそのことそのものはいいい面もありますし、いろんなデメリットとか心配すべき点もあるわけですが、その点についてはここでは今日は論じないんですけども、そこはまた教育委員会ともそういった部分も含めてぜひ協議いただきたいと思うんですけども、お伺いしたいのは、いわゆる今回これだけの予算をつけてタブレット等の購入費に充てておられるんですけども、今回タブレットを購入するということで対応されたと思うんですけども、一方で、いわゆるリースとかそういった形で対応するといった自治体もあるというふうに聞いていますし、このGIGAスクール構想の文科省のQ&Aの中にはその辺も一応いろいろと説明をされているんですけども、今回そういった意味で、直接購入するということがやられてるんですけども、そういったリースも含めて今度の予算をどうするかという意味では、教育委員会においては協議された経過はあるのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、今回の相楽東部広域連合の補正予算の考え方の中で予算査定をさせていただ

きました。実際、国庫補助につきましては、タブレット端末代金ということで、4万5,000円を上限に補助が支給されるということを鑑みまして、やはり約5年から6年使えるということで、今回、コロナの交付金が当たるということで、購入のほうに財政的に有利だということで、教育委員会から報告を受けて承諾をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今、言われましたように、こういった機器というのは結構早いテンポで更新がされたりとか、また、タブレット自身を違うものに替えられていくと。これは今の役場等にもITの関係ですと色々な意味で更新をするたびにお金がかかっているという状況があるんですけども、そういったことが多分起こってくると思うんですね。そういった意味で、どの方式をとるのかというのが色々な意味で長い目で見て大変大事だと思うんですけども、教育委員会のほうに確認したところでは、例えば、5年後ぐらいにそういう時期が来たときに財源はどうなるのかと。一旦、今回ここで三千何百万円使ってますけども、その5年後ぐらいにまた買い直さなきゃいけないというときにそのお金はどこから来るのかといった場合には、一応、文科省のほうとかでも検討していただいているというような話をされていると。

確かに、文科省が出しているQ&Aの部分でいいますと、そういった問いに対して、いわゆる令和6年度以降については、関係省庁や地方自治体と協議をしながら検討を進めてまいりますとは書いてあります。要は、必ず財源を確保しますとは書いてなくて、だから、そういう意味では、今回、全国一斉に整備してますからね、例えば、それが5年後には同じぐらいの経費がまたかかってくるという意味では、もし財政負担が国が責任を持たなかったら、要は、多大な負担がまた襲ってくるということになり

ますので、町長は連合の副管理者としておられますけども、そういう点では、今回、一定の必要性を持って整備される分もあるんですけども、ただ、やはりそういう意味では、今後、後年度の負担は必ず出てくるということもありますので、そこは国自身にそういった構想の下でやっている以上は、財源的にちゃんと補償するように要望を努めていただきたいと思いますと思うんですけども、その辺、町長のお考えをお願いします。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ご質問もありましたように、この計画については早くから国のほうも示しておりました。コロナのことによって早まったという印象を受けております。そういう意味で、先ほどありましたように、急がなきゃならんという中では、どちらがいいかということで教育委員会の中で非常に議論して、うちだけやなしに関係市町村とも議論しながら、一定経過が今ご質問があった内容で落ち着いたわけなんですけど、今、言われるように、確かにその流れが全部全国偏るわけですから、これはG I G A教育そのものについて非常に町村会全て関心を持って進めている事項でありますので、当然こういったことについての次のときにも負担のなきように、これは要望していく必要があろうかと思えます。また、その時点で大きくグレードそのものも変わってくるのかなど。それに対しての教育の充実というのがどう高まっていくのか。

それと相まってこの必要性、重要性が出てくるだろうと思っておりますので、この辺のところは十分承知して働きかけていきたいと思えます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

それでは、今回の第3号補正は、新型コロナウイルスの感染地方創生臨時交付金の一つとい

うことで、一般会計は持ち出してないということを確認したいと思うんですが、総務課長、その点いかがですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

畑議員の質問でありましたように、今臨時会に挙げさせていただいた内容につきましては、京都府補助金、そして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるという事業でございますので、一般財源の持ち出しは基本적으로ございません。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

確認できました。

先ほどからいろいろ論議されております和束荘の委託1,500万円、指定管理者制度支援補助金1,500万円、これは私は反対もいたしません。しかし、いろいろな経過、各議員側の言い分、また行政側の言い分もあろうかと思うんです。ここで確認したいのは、次の委員会でも結構でございます。どのぐらいの何がかかってあるか、そういう資料でも提出だけをひとつお願いしたいと思います。これだけはよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えさせていただきます。

今年、前回の6月の定例会でも活性化センターの全体的な事業費の収支決算は報告させていただいております。通常はそういった形で必ず1年に一遍、活性化センター

の報告はさせていただいております。そういったことで、今回コロナに対してのそういった内容でしたら別に委員会のほうに資料、こういったものが必要なのかわかりませんが、ご希望があれば委員長のほうから言っていただいたら提出させていただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

報告書は理解しております。これだけ今、議論になっておったということで我々も数字を知っておきたいと、このように思います。それだけなんです。出して具合が悪いなら結構ですよ。そこだけ副町長に確認だけしておきます。

それから、福祉課長にお尋ねいたします。

10ページの子育て世帯生活支援給付金の中で、22歳までという年齢制限を設けておりました。私、疑問に思うのは、今、選挙権が18歳までなんです。なぜ、22歳まで行ったかと。恐らく大学生、あるいは専門学生という答弁もいただきましたが、これは大学生を持っておられる親にこういう言い方は非常に失礼であるのかと思うんですけど、そこまで拡充していただいたということは何らかの意図があったと思うんです。それは先ほど言われることも十分理解しておりますけど、選挙権が18歳まで来てて、これだけ22歳なんです。おかしいなと、このように思うんです。その見解だけお聞きいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

確かに選挙権につきましては18歳になっておりますが、成人年齢といえますのはやはり20歳。たばこなり飲酒というところが20歳というところがございます。今

回の給付金につきましては、成人しているかどうかというよりは、学生相当のお子様を養育されておられる世帯主の方に生活の応援資金という形で提供させていただくものでございますので、やはり22歳、4年生の大学相当ぐらいまで行っておられる方が妥当ではないかというところでこのような形で設定させていただいたものでございますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

これについては分かりました。

それから、非課税世帯が650世帯ですか。それから、全世帯1,700世帯のうち650世帯が非課税世帯ということは、恐らく世帯分離しておられるところはかなりあると思うんです。これについても分かりましたら。私はこれ以上詳しく聞きません。

それから、建設事業課長、1,180万円の水道料金軽減、8、9、10、11月と、これは恐らく基本料金だけで済んでる家庭が半分占めていると、このように思うんです。一つ心配するのは、その後なんです。8、9、10、11月、ここまでは軽減されました。その後なんですよ。今まで軽減しておいて何で今回は取るのやと、こういうことは周知徹底しなくては、また未納金が出てきますよ。決算と違いますから、これ以上この場で言いませんが、現年度は一生懸命取っていただいたというのか、一生懸命していただきました。ところが、悲しいことに過年度ずっと残っていますわね。これは馬場建設事業課長の前からだと思うんです。その辺のことも踏まえた中で、この8、9、10、11月が終わった後、そういうことのないようにこれだけはひとつよろしく抑えておきたいと思います。よろしく申し上げます。いかがですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

水道料金につきましては種々いろいろな問題がございます。今回につきましては、政策ということも含めまして、2回の徴収につきまして、9月の検針と11月の検針分につきましては基本料金1,650円を減免するという形で請求させていただきます。その後につきましては、これは政策でございますので私の答弁するところではございませんけれども、全力で集金をする中できちっとした料金を頂くように頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

11月が終わった時点で軽減措置が続いてると思われる方がまたおられると思うんです。その辺の周知徹底を住民さんにしてくださいよということです。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

先ほど村山議員にもお答えさせてもらったんですけども、9月のお知らせでまず入れさせていただきます。それと、去年の消費税の還付と同じ形になりますので、また1月から元に戻しますので、そのときに周知するような施策をとれると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

最後です。

10ページの老人福祉費、18節簡易陰圧装置設置経費支援補助金、これについて説明いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

福祉課長（北 広光君）

はお諮りいたします。

この簡易陰圧装置なんですけども、これの設置補助というのは、和束町にあります特別養護老人ホームわらくへの補助ということで、この陰圧装置というものがどうい
うものかということなんですけども、これにつきましては、病院でしたら病室、特養でし
たら入っていただいているユニットの部屋になるんですけども、そこの圧力を下げる
ということで、扉の出入りがあったときに室内の菌が外に漏れないというようなもの
でございます。

今回コロナの関係が出ておりますが、これにかかわらず、感染症、特に冬によく出
てきますインフルエンザ等を含めました全ての感染症を室内で止めると。廊下や供用
部分には出ないようにして、施設内の感染を防ぐという目的のために設置するもので、
結構、物自体は大きいもので、横が大体75センチ幅、高さが150センチ余りの大
きさのもので、空気を吸ってダクトで窓の外に出すと。その際には一定の消毒された
空気で外には出すんですけども、万が一のことを考えて、絶対に室内には入らない
ようにするというので、部屋を減圧する装置というものでございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

それは各部屋に1個ずつですか、それとも相対的に一つで、集めてきて外へ逃がす
と、こういうように取ってよろしいですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

わらくさんからご要望いただきまして、今回設置させていただくのは10基ということをご予定しております。といいますのは、1部屋につき1基置かせていただきますので10部屋相当ということで、全ての部屋ということではございませんので、お願いいたします。想定されるものにつきましては、そういうような感染症にかかれた方のお部屋に設置するというので、蔓延を防ぐということで、特別養護老人ホームで医療機関、病院ではございませんので、1基におおよそ機械だけで80万円ぐらいするものでございます。今回10基ということで、設置費を含めて1,017万5,000円ということになっているんですけども、全ての部屋ということにはなかなかいかなので、今回につきましては10基10部屋ということでございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

もう一度聞きます。

この集めたやつは外へ放り出すんですか。ということは、上向くのか下向くのか横向くのか分かりませんが、それは完全にそこでシャットアウトされたやつが放流されると、このようにとってよろしいんですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

機械自体で一定消毒したものを外に排出するということではございますが、今、私が得ている情報では100%とは聞いておりませんので、一応、排出するものにつきましては人の通らない、当然、窓から上空向けに出していただくと。空気の中で薄まって、一定、菌とかの能力がなくなって人にはうつさないというものになっておりま

すので、排出された空気についても直接人体への影響はなくなってくるということでございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

今、わらくの施設から上向いたらちょうど私の民家、こっち側ですね、そこへまともに出てくるということも考えられるのかなと、こういう思いがあったんです。そこでシャットアウトされて、完全に100%はないということになったけど、そこでされてるなら問題ないです。ともかく、施設に入っているお年寄りの方の安全なことを考えたら、これはやぶさかじゃないと。

終わります。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

ちょっと抜けていましたので、最後をお願いしたいと思うんですが、福祉課長にお尋ねしますけども、子育て世帯の支援給付金についてですけども、いわゆる22歳までと一応年齢で切っておられますけども、ただ、実際に22歳までのところで支援金世帯に給付するというのは学生であるということを証明するということだと思っすね。となりますと、学生というのは全員22歳ではないんですね。要は、18歳で高卒でそのままストレートで4年生大学へ行って卒業したら22歳ということは一般的にはありますけども、いろんな事情で23歳でも学生の場合がありますし、24歳でも学生の場合があります。

今回、いわゆる院生とかは対象にはしておられないと思うんで、そこは取りあえず今回はいいとしても、いわゆる学生部分で22歳を超えても学生として在籍しているというケースは普通にありますので、実際に学生の身分であるということが一つの給

付の条件になっているという意味では、そこを支給の条件にしないと、要は、学生がいるのに23歳だから対象外ですとなると、いわゆる趣旨として、子育て世帯等の生活支援というふうにはならないと思うんですね。

例えば、一律に学生じゃなくて、22歳までの方が対象ですよというんだったら、それはある意味、いい悪いは別にしてもはっきりするんだけども、そうじゃなくて、学生ですと。いわゆる法律に基づく学校に在籍される方がおられる世帯ですとなると、それは学生がおられる世帯に支給するというふうにはしないと、この趣旨としては外れてしまうと思うんですけども、今からでもそういった趣旨で対応していただけるのであれば、そのほうがある意味、筋としては通るんじゃないかと思いますので、そこをお考えというか、聞かせていただきたいというのが1点。

もう1点、これは今回の予算に直接あれなんですけども、どうしても今、聞いておきたいんですけども、やはりこだけ感染が広がっている状況の中でいいますと、多くの方がいつ感染するか分からないという不安を持っておられますし、もしかしたらもう感染しているかもしれないとか、いろんな意味で不安が今、多く広がっていると思います。そういう意味では、今、世間でも言われますけども、希望した場合に検査ができるという体制が早期に整備されるということが大事ですし、もし感染して陽性になった場合に受けてもらえる病院がちゃんとあります。療養場所がちゃんと確保されてますというのが、和東や木津川、相楽の場合でも、大体世間を見たらテレビをつけると東京とかの話しかしてませんけども、やっぱり一番身近な和東の私たちがもし罹患した場合にちゃんと検査できるのか、ちゃんと療養や治療ができる体制が整っているのかということが一番の関心事だと思うんですね。そういう点で、今そこについて和東でいえばどういう状況なのか、どういう方向に今、整備されようとしているのか。

昨日テレビを見ていますと、福島県でしょうか、いわゆる帰省されてきた村でPCR検査をして陰性だったらそれでいいということなんだけども、無料で村としてPCR

R検査をやるということをしていました。そういう点では、経済的負担なく安心して検査が受けられる体制というのは本当に今、和東でも必要になってきているというふうに思うんです。そういう点で、今どういう状況なのかということも含めて説明というか、お願いしたいと思います。それも併せてお願いします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、初めに、子育て世帯の給付金の関係なんですけども、確におっしゃるとおり、22歳で学生を終えるということは限らないというのは十分分かっておるところではございます。ただ、例えば、30歳、40歳でも学生に戻られる方というのは十分想定されることで、実際にそういうことになっておられる方もおられます。実際に成人年齢を超えている方については、確かに学生の方については収入所得とかがほぼないという中ではございますが、一定、四年制の大学を卒業相当というところでラインを引かせていただきまして、そこについての家庭の支援ということでお願いしたいということでございます。

これにつきましてはいろいろ議論もさせていただいたんですけども、18歳以上で働いている方もいらっしゃいます。場合によったら中学校卒業後働いておられて所得を得られている方もいらっしゃるというところで、こちらについては相当議論を交わしたんですけども、やはり今回の給付金につきましては、一定22歳、四年制の大学相当、専門学生の方については1年、2年、3年、4年、いろいろ専門学校の種類はあると思うんですけども、それについても仮に23歳、24歳まで行かれるようなことがあったとしても、今年度は22歳で切らせていただくということで設定させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、コロナの関係の病院等の受入体制関係でございますが、今、山城南圏

域の中で大きく二つの医療機関が入院等の体制をとっていただいています。必ずしもそこに入れるということではございませんが、今のところすみ分けしていただいております。例えば、中等症もしくはハイリスクの症状の方につきましては第2種の感染症の指定の医療機関ということで、山城総合医療センターのほうに入っていただくと。

また、無症状者や軽症者の方につきましては、学研都市病院のほうで受け入れられる範囲内で受け入れてもらうということで、あと、PCR検査等で陽性が出て無症状の方につきましては、一定、これまでも報道されてますとおり、京都府が用意しております療養施設ですね、ホテル等が中心になると思うんですけど、今のところ二つの施設が用意されているということで、そちらのほうに搬送ということになるかと。

今、外来の体制といたしましては、帰国者接触者外来ということで、大きくは山城総合医療センターや学研都市病院、また精華町のほうでも1院それがやっていると。また、帰国者接触者相談センターとしては、全国全保健所がそれに当たっておりますので、まず、そちらのほうに電話相談していただいてから、場合によつたらそちらのほうで検査もしていただき、後は保健所の指示によって医療機関、入院する場所につきましては振り分けられてくるということでございますので、ご理解よろしくお願いいたします。

検査につきましては、山城総合医療センターとかの接触者外来につきましては、一定の検査はしていただけるということです。ただ、全然症状がないのに検査してくれといってもなかなか難しいのかなということで、医療機関に行かれる場合につきましては、一定の症状の下に、ドクターが判断した中で検査のほうに移行されるということをお願いいたします。

今は京都府全体で医療機関にそういうような感じで検査をしていただけたところを募っているというのは、既に一般的にも募った形で病院とかでもお願いしているところではございますが、今、募っているところということで、まだ数がそろって

ないということは聞いております。京都府としましては、知事が先日、京都府下で280ぐらいの病院を対象にそういうような検査をしていただくということで、岡本議員の質問があったように、ちょっとでも身近な近くのところで検査して、陽性か陰性かはっきりと分かるようにというようには知事のほうもできるだけ早いうちに体制を整えたいということで、拡充のほうは進めていっているということは京都府のほうからも聞いているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

畑議員。

○9番（畑 武志君）

賛成です。

それでは、令和2年度和束町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から討論いたします。

本年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、東京都を初めとした7都府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が行われ、さらに4月16日には、新型コロナウイルス感染症の蔓延が先の7都道府県と同程度に進んでいると考えられた京都府を含む6道府県との合計13都道府県が「特別警戒都道府県」として指定され、それ以外の34県についても感染拡大の傾向に見られることなどから、全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域の対象となりました。

緊急事態措置の期間は、当初5月6日までの間でありましたが、5月31日まで延長され、感染抑制のため様々な経済活動の休止や抑制が実施されたことはご承知のと

おりでございます。

このため国においては、約2か月間にわたる緊急事態宣言に伴う落ち込んだ経済活動を早急に立て直すとともに、新型コロナウイルス感染症感染防止のための対策として、それぞれの地域の現場の状況を知っている市町村・都道府県に対し、1次補正予算及び2次補正予算で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、合わせて3兆円が予算化されました。

この交付金を受け、和東町でも、住民生活支援に直結した補正予算がこれまで二度予算化され、和東町独自の施策として5月臨時会では、町内商工事業者及び住民生活支援のための和東町生活応援商品券給付事業、くらしの資金貸付金の基金拡充、新型コロナウイルス感染症予防対策備品の整備費用が予算化されました。

また、6月定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延、経済情勢の悪化により本町の基幹産業である煎茶、碾茶の取引価格は、前年比で3割以上低下したことから、町内茶生産農家に対し激励のための和東町茶業経営支援給付事業や高齢者の見守りを兼ねた移動スーパーによる地域の生活支援事業などが予算化されました。本町では、現在のところ住民の皆さんが不要不急の外出を避けられるなど、新型コロナウイルス感染症予防の行動変容のおかげで感染者は発生しておりませんが、新型コロナウイルス感染症が緊急事態宣言により一定期間収束はしていたものの、経済活動の再開とともに、第2波と言われている7月以降の感染症陽性者の増加は極端な伸びを示している状況であり、非常に危機感を感じています。

8月の臨時会では早急に対策を進めなければならない小中学校全児童生徒の在宅学習の支援を目的としたGIGAスクール構想に伴うタブレット端末の購入や環境整備、子育て世帯や非課税世帯を対象とした生活支援対策として1世帯当たり5万円の給付事業、また、地方創生臨時交付金事業として国からも提示されている公共施設和東荘でございますが、この事業の継続に向けた指定管理者への支援、先ほど来、いろいろな問題点も指摘はされておりましたが、また、商工業者を含めた生活支援、経済的負

担の軽減を図るための水道基本料金軽減事業等、住民の生活に直結した予算が計上しております。今後の対策も含め、住民の安心、まちづくりに資する事業であることから、令和2年度和束町一般会計補正予算（第3号）に賛成するものであります。

以上、私の賛成討論といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

賛成です。

私は、今回提案されました一般会計補正予算に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、5月の臨時会、また6月の定例会に続く三度目のコロナ関連対策の予算が計上をされました。今回の予算の中で、この間も要望してまいりました水道料金の基本料の軽減や、また学生も含む子育て世帯への給付金などが計上もされ、また避難所対策としてのいわゆる間仕切りのテントの購入も今回反映をされたという点で、様々な意味で大きく評価をしたいというふうに思っております。

その上で、幾つか今後のことも含め要望をさせていただきたいと思えます。

一つは、質疑でも要望いたしましたけれども、この間、二度にわたって対策を打ってこられた様々な施策、とりわけ定額給付金などの施策でありますけれども、最後の最後まで1人1人に届け切る、漏れなくその支援が届くように、ご苦労はあると思えますけれども、最後まで努力をしていただきたいというふうに強く要望しておきたいというふうに思えます。

また、子育て給付金につきましては、先ほど質疑でもいろいろと要望もいたしましたけれども、やはり学生の支援ということで、学生であることを一つの証明として給

付する以上、いわゆる社会人の大学生であるとか、そういったことは一定の特別な事情がありますけれども、一定、継続して10代から20代の時代を学生として過ごしている、そういったことが明らかな場合につきましては、やはり年齢で区切るのではなく、学生であるということを証明として給付される以上は、そこに着目した支援を最後まで検討いただきたいというふうに考えておりますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひますし、また質疑でも要望しましたように、この間、学生をめぐる状況というのはこれまでになく厳しい状況になっております。町内に在住する、また籍を置いている学生の皆さんも今、大変な苦勞をされているということをお聞ひしております。次代を担う町内の若者に対する支援ということで、コロナの今回の対策を機に向上的な支援も含めて今後検討を努めていただきたい、このことも併せて要望しておきたいと思ひます。

また、三つめには、大変議論になりました和東荘指定管理者に対する1,500万円の支援についてでありますけれども、私も質疑では述べましたように、いわゆる公として責任を負っている施設の運営について、今回のようなコロナの影響を受ける中で、その経営や、また雇用を守っていく、そういった意味での一定の支援というのはあることだというふうに考えております。

ただ、やはり一方で議論でもありましたように、多くの民間の事業者の皆さんが今回のコロナ禍の中で大変な経営の苦勞をされている、また危機におられるということをお考えたときに、やはりそれに準じた、また応じた一方での対策も考えていただくことが、町長も強調された住民一丸となってまちづくりを行っていくという意味での大きな前提になるというふうに考えております。そういった意味で、今後の9月や年末に向けての取組の中で、さらに対策の検討を強く要望しておきたいと思ひます。

最後の質疑で要望しましたように、今、大変感染が大きく広がる中で、住民の中では検査や感染した場合の医療や療養の体制、これが万全であるかどうかということが大きな問題になっているというふうに思ひます。

とりわけPCR検査についてなかなか検査ができないというのは全国的にもいまだに大きな課題になっております。そういう中で、より身近なところで安心して検査が受けられる、このことを補償することが新たな感染を生まない、そういった状況をつくっていく大変大きな補償になっていくというふうに思います。この点については町としても国に対して積極的な検査の体制を組み、それを進めるように強く要望をさせていただきたい、このことを要望しておきたいと思います。

以上につきまして私の討論とさせていただきます、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第34号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第34号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第35号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第35号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

臨時議会を閉会されるに当たりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきたいと思えます。

まずは、ただいま全議案につきまして原案どおりご可決いただきまして本当にありがとうございました。この議案審議の中で、皆さん方からいただいた様々なご意見なりいろいろなご助言、また討論の中でも触れていただきました内容、やはりコロナ禍のこのとき、住民一丸となって乗り越えていくと。そして、私たちも緊張感を持ちながらまちづくりを進めていく、このことが大事だろうと思っております。その意味におきましても、これからも議員の皆さん方のご指導、ご協力を賜りたいと思っております。

併せまして、これから非常に暑い時期、また湿気の高い時期を迎えます。いろいろと出ておりましたが、想定外の災害も心配されるときであります。どうか皆さん方におかれましてもお体には十分気をつけていただきまして、今後のまちづくりにご指導、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げまして、簡単でございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

これをもちまして、令和2年度和束町議会第3回臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後 3時06分 閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 2 年 9 月 15 日

和東町議会議長 小 西 啓

署名者 和東町議会議員 村 山 一 彦

〃 和東町議会議員 吉 田 哲 也